

平成 30 年 第 5 回

# 芦北町議会 12 月定例会会議録

開会 平成 30 年 12 月 11 日

閉会 平成 30 年 12 月 13 日



熊本県芦北町議会

平成30年第5回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
12・11	火	本会議（開 会） 会期の決定 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 （散 会）
12	水	休 会（議事整理）
13	木	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

## 目 次

第1号(12月11日)		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	11
	第1 会議録署名議員の指名	11
	第2 会期の決定について	11
	第3 諸報告	11
	議長諸般の報告	11
	行政報告	11
	第4 町長の提案理由説明	11
	第5 議案第49号 平成30年度芦北町一般会計補正予算(第5号)	12
	第6 議案第50号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	18
	第7 議案第51号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第 2号)	19
	第8 議案第52号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算 (第1号)	20
	第9 議案第53号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算(第2 号)	21
	第10 議案第54号 平成30年度芦北町水道事業会計補正予算(第1号)	22
	(一括議題=日程第11から日程第14まで)	
	第11 議案第55号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	23
	第12 議案第56号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	23
	第13 議案第57号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	23
	第14 議案第58号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	23

第15	議案第59号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	25
第16	議案第60号	熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について	26
第17	議案第61号	財産の無償貸付けについて	27
第18	同意第3号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	28
第19	同意第4号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	30
第20		熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	31
追加日程			
第1	議案第62号	平成30年度芦北町一般会計補正予算(第6号)	32
(一括議題=追加日程第2から追加日程第3まで)			
第2	議案第63号	和解及び損害賠償額の決定について	33
第3	議案第64号	和解及び損害賠償額の決定について	33
第4	同意第5号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	35
7	散会		36

第2号(12月13日)		頁
1	議事日程	39
2	出席議員氏名	39
3	欠席議員氏名	39
4	説明のため出席した者の職氏名	39
5	事務局職員出席者	40
6	開会 開議	46
第1	一般質問	46
(1)	坂本登議員第1回目一般質問	47
	○竹崎町長答弁	48
	○長崎建設課長答弁	48
	○下田総務課長答弁	48
	○櫻井福祉課長答弁	49
(2)	坂本登議員第2回目一般質問	49
	○竹崎町長答弁	50
(3)	坂本登議員第3回目一般質問	50
	○竹崎町長答弁	51
(4)	坂本登議員第4回目一般質問	51

○竹崎町長答弁	52
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	52
○櫻井福祉課長答弁	53
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	53
○櫻井福祉課長答弁	53
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	54
○櫻井福祉課長答弁	54
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	54
○櫻井福祉課長答弁	55
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	56
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	57
○竹崎町長答弁	57
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	57
(1) 寺本順一議員第1回目一般質問	57
○澁谷教育委員長答弁	58
○竹浦教育長答弁	58
(2) 寺本順一議員第2回目一般質問	59
○白坂教育課長答弁	60
(3) 寺本順一議員第3回目一般質問	60
○白坂教育課長答弁	60
(4) 寺本順一議員第4回目一般質問	60
○白坂教育課長答弁	61
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	61
○白坂教育課長答弁	61
(6) 寺本順一議員第6回目一般質問	61
○白坂教育課長答弁	61
(7) 寺本順一議員第7回目一般質問	62
○白坂教育課長答弁	62
(8) 寺本順一議員第8回目一般質問	63
○竹浦教育長答弁	63
(9) 寺本順一議員第9回目一般質問	63
○竹浦教育長答弁	64
(10) 寺本順一議員第10回目一般質問	65

○白坂教育課長答弁	65
(11) 寺本順一議員第11回目一般質問	65
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	66
○竹崎町長答弁	67
○竹浦教育長答弁	67
○長崎建設課長答弁	67
○園川商工観光課長答弁	67
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	68
○竹浦教育長答弁	68
○長崎建設課長答弁	68
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	68
○長崎建設課長答弁	68
○白坂教育課長答弁	69
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	69
○白坂教育課長答弁	69
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	69
○竹浦教育長答弁	70
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	70
○長崎建設課長答弁	70
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	71
○長崎建設課長答弁	71
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	71
○園川商工観光課長答弁	71
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	72
○園川商工観光課長答弁	72
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	72
○園川商工観光課長答弁	72
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	73
(1) 荒川知章議員第1回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	74
○園川商工観光課長答弁	74
○櫻井福祉課長答弁	75
(2) 荒川知章議員第2回目一般質問	76
○園川商工観光課長答弁	76

(3) 荒川知章議員第3回目一般質問	76
○園川商工観光課長答弁	76
(4) 荒川知章議員第4回目一般質問	76
○園川商工観光課長答弁	77
(5) 荒川知章議員第5回目一般質問	77
○園川商工観光課長答弁	77
(6) 荒川知章議員第6回目一般質問	78
○園川商工観光課長答弁	78
(7) 荒川知章議員第7回目一般質問	78
○櫻井福祉課長答弁	79
(8) 荒川知章議員第8回目一般質問	79
○櫻井福祉課長答弁	80
(9) 荒川知章議員第9回目一般質問	80
○櫻井福祉課長答弁	80
(10) 荒川知章議員第10回目一般質問	80
○櫻井福祉課長答弁	80
(11) 荒川知章議員第11回目一般質問	80
○田中健康増進課長答弁	81
○櫻井福祉課長答弁	81
(12) 荒川知章議員第12回目一般質問	81
○櫻井福祉課長答弁	81
(13) 荒川知章議員第13回目一般質問	81
○櫻井福祉課長答弁	81
(14) 荒川知章議員第14回目一般質問	81
(1) 藤井公輔議員第1回目一般質問	82
○竹崎町長答弁	83
○櫻井福祉課長答弁	83
○福井生涯学習課長答弁	83
(2) 藤井公輔議員第2回目一般質問	84
○櫻井福祉課長答弁	84
(3) 藤井公輔議員第3回目一般質問	84
○櫻井福祉課長答弁	84
(4) 藤井公輔議員第4回目一般質問	84
○竹崎町長答弁	85

(5) 藤井公輔議員第5回目一般質問	85
○福井生涯学習課長答弁	86
(6) 藤井公輔議員第6回目一般質問	86
○福井生涯学習課長答弁	86
(7) 藤井公輔議員第7回目一般質問	87
○竹崎町長答弁	87
(8) 藤井公輔議員第8回目一般質問	88
(一括議題＝日程第2から日程第6まで)	
第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	88
第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	88
第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	88
第5 広報委員会の閉会中の継続調査の申出	88
第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	88
7 閉会	89

## 平成30年第5回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年12月11日

午前10時 開 会

於 議 場

### 1 議事日程

#### 開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告
  - 議長諸般の報告
  - 行政報告
- 第 4 町長の提案理由説明
- 第 5 議案第49号 平成30年度芦北町一般会計補正予算（第5号）
- 第 6 議案第50号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第51号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第52号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第53号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第54号 平成30年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）  
（一括議題＝日程第11から日程第14まで）
- 第11 議案第55号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第56号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第57号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第58号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第59号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第16 議案第60号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について  
 第17 議案第61号 財産の無償貸付けについて  
 第18 同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて  
 第19 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
 第20 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程

- 第1 議案第62号 平成30年度芦北町一般会計補正予算（第6号）  
 （一括議題＝追加日程第2から追加日程第3まで）  
 第2 議案第63号 和解及び損害賠償額の決定について  
 第3 議案第64号 和解及び損害賠償額の決定について  
 第4 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
 （散会）

2 出席議員（16人）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 藤井公輔君  | 2番 荒川知章君   |
| 3番 林田燿宏君  | 4番 坂本登君    |
| 5番 宮内道則君  | 6番 寺本順一君   |
| 7番 古村逸男君  | 8番 白坂康浩君   |
| 9番 前田徹一君  | 10番 元山秀志君  |
| 11番 平松洋一君 | 12番 川尻成美君  |
| 13番 寺本修一君 | 14番 岡部恵美子君 |
| 15番 草野安道君 | 16番 宮尾秀行君  |

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 町長 竹崎一成君     | 副町長 藤崎正司君     |
| 教育委員長 澁谷百錬君  | 教育長 竹浦裕道君     |
| 総務課長 下田研君    | 企画財政課長 一丸喜八郎君 |
| 税務課長 川尾敏浩君   | 住民生活課長 田渕耕一君  |
| 福祉課長 櫻井優一君   | 健康増進課長 田中公広君  |
| 農林水産課長 福田貴司君 | 商工観光課長 園川民夫君  |
| 建設課長 長崎十三男君  | 上下水道課長 杉本芳郎君  |

教育課長 白坂達也君 生涯学習課長 福井成昭君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 上野孝司君 次長(課長補佐) 岡田謙治君

## 議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
  
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会  
期 日 平成30年10月3日（水）  
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂  
議 題 繰越明許費の報告と承認について外1件
  
- 3 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動  
期 日 平成30年10月17日（水）  
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
  
- 4 南九州西回り自動車道建設促進期成会要望活動  
期 日 平成30年10月22日（月）  
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
  
- 5 南九州西回り自動車道の早期実現に関する後期要望活動  
期 日 平成30年11月6日（火）～7日（水）  
場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）
  
- 6 南九州西回り自動車道建設促進大会  
期 日 平成30年11月14日（水）  
場 所 帝国ホテル東京（東京都）
  
- 7 町村議会議長全国大会  
期 日 平成30年11月21日（水）  
場 所 NHKホール（東京都）  
議 事 要望、決議、特別決議
  
- 8 熊本県内町村議会議長による県関係国会議員への要望・意見交換会  
期 日 平成30年11月21日（水）  
場 所 全国町村会館（東京都）

平成30年12月11日

芦北町議会議長 宮尾秀行

芦町監第29号  
平成30年12月7日

芦北町議会議長 宮尾秀行様

芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査の対象  
会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管
- 2 検査現在期日  
平成30年11月30日
- 3 検査実施日  
平成30年12月7日
- 4 検査の結果及び意見  
検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。  
また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。  
なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,994,118,705 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	5,917,999,206 円
	歳入歳出外現金	60,834,927 円
	計	7,972,952,838 円
水道事業会計		351,054,089 円

## 議員派遣の結果報告

### 1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- (1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 嘉島町民会館
- (3) 期間 平成30年10月4日（水）
- (4) 派遣議員 議員11名
- (5) 内容 演題 「地方創生とまちづくり～地域経済の好循環をつくる～」  
講師 株式会社いろどり 代表取締役社長 横石 知二 氏

### 2 議員研修

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 栃木県那須烏山市・東京都多摩市
- (3) 期間 平成30年10月24日（水）～26日（金）
- (4) 派遣議員 議員14名
- (5) 内容 那須烏山市 温泉水を用いた閉鎖環境型トラフグ養殖システムの取組  
について  
多摩市 複合施設からきだ菖蒲館（図書館・児童館）の建設、管理運営に関する説明及び施設視察

### 3 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- (1) 目的 議会広報活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 グランメッセ熊本
- (3) 期間 平成30年11月13日（火）
- (4) 派遣議員 議会広報委員会委員 6名
- (5) 内容 パネルディスカッション 「今、脱皮の時！！」～新時代の議会広報  
へチャレンジ～  
講師 熊本日日新聞社NIE専門委員・熊本大学教員教授  
越地真一郎 氏

### 4 広報委員会視察研修

- (1) 目的 議会広報活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 佐賀県基山町議会
- (3) 期間 平成30年11月14日（水）

- (4) 派遣議員 議会広報委員会委員 6名
- (5) 内 容 議会広報活動等について

平成30年12月11日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから平成30年第5回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番 古村君及び8番 白坂君の2名を指名します。

-----○-----

#### 第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月13日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの3日間に決定しました。

-----○-----

#### 第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

#### 第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走のお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございました。

さて、本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げます。

まず、平成30年度芦北町一般会計補正予算（第5号）及び特別会計に係る補正

予算並びに水道事業会計に係る補正予算、計6件を提案しております。また、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか4件の条例改正、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更、さらに財産の無償貸付に係る各1件の議案を含め、合計13議案と人事案件2件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

#### 第5 議案第49号 平成30年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、議案第49号「平成30年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

議案第49号、平成30年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億843万8,000円を追加し、総額を101億477万2,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しております。

今回の補正は、款1の議会費から款9の教育費まで、人事院勧告に基づきまして、給与、職員手当の改定及び人事異動、育児休業等に伴う職員給与費等の補正を行っております。総額で1,389万9,000円の減額となっております。詳しい内容につきましては、予算書の29ページから31ページに、給与費明細書のとおりでございます。以降、各款の補正につきましては、人件費を省略して御説明いたします。

予算書をもとに、歳出から説明いたします。予算書の13ページをお開きください。

款1議会費、節3職員手当等におきまして、議員の期末手当を職員同様に引き上げるため、24万1,000円を追加しております。

予算書の14ページをお願いいたします。

款2総務費、目5財産管理費、節17公有財産購入費の1,290万円は、芦北警察署横の旧芦北支援学校教職員住宅跡地の購入費です。災害用の資材置き場及び文書庫として活用いたします。節18備品購入費の787万5,000円は、役場のマイクロバスの老朽化に伴いますバス購入費でございます。節25積立金は、ふ

るさと応援寄附金が当初見込みよりも2,000万円多く見込めることから、その積立金を計上しております。目6企画費の節8報償費の600万円から節14材料及び賃借料129万6,000円までは、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品及び事務費経費です。節15工事請負費の1,096万3,000円は、町内の避難所や観光施設への公衆無線LANの環境整備に係る工事費です。節18備品購入費の11万8,000円は、ふるさと応援寄附金に係るノートパソコン購入費です。節19の60万円は、空き家改修費用等補助の要望増加に伴う移住定住推進事業補助金の増額です。

予算書は16ページになります。

項4選挙費、目2県議会議員選挙費の377万4,000円は、平成31年4月7日予定の県議会議員選挙事務に伴う関係経費です。

予算書17ページになります。

款3民生費、目1社会福祉総務費の節28繰出金126万9,000円は、人件費補助に伴う国保会計の繰出金です。目4高齢者福祉費、節19の68万3,000円は、高齢者住宅改造助成事業補助の要望増加に伴う事業費補助金の増額です。節28繰出金の38万1,000円の減額は、介護保険会計の人件費等の補正に伴う繰出金の減額です。

予算書は18ページになります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の節13委託料の89万7,000円は、第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査委託料です。節19の255万8,000円は、各保育所が設置する睡眠中の事故防止のための備品に対する補助184万5,000円と、保育士の負担軽減を図るため保育支援者の配置に対する保育体制強化事業補助金71万3,000円です。節20扶助費の191万3,000円は、子ども医療費が当初見込みより増加する見込みとなったため、増額するものでございます。節23の12万3,000円は、子ども子育て支援交付金の平成29年度の事業実績に伴う精算償還金です。目2児童措置費の296万円は、児童手当が当初見込みより増加する見込みとなったため、増額するものです。目1の国民年金事務取扱費、節13委託料の56万1,000円は、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保育料免除に伴うシステム改修委託料です。

款4衛生費です。目6生活排水対策事業費の31万2,000円は、人件費補正に伴う生活排水処理事業特別会計への繰出金です。目8飲料水供給施設費の263万8,000円は、大崎地区水道組合が設置する除鉄除マンガン装置に対する補助金です。

予算書は20ページになります。

款5農林水産業費です。項1目6かんがい排水改良事業費の972万円は、県の補助の見通しが立ったことから、防災重点ため池に位置づけられています長谷ため池を含む白木地区7カ所のため池ハザードマップ作成委託料を計上するものです。

予算書は21ページになります。

項3水産業費、目2水産業振興費の49万4,000円は、芦北漁協が購入したカキ養殖に係る中古船の改修に対する補助金です。

予算書22ページになります。

款6商工費です。目3観光費の52万円は、人件費補正に伴う温泉会計への繰出金です。目5御立岬公園費の812万8,000円は、御立岬公園のマリンハウスベランダの修繕、海水浴場トンネル照明の取替修繕、御立岬温泉センター露天風呂の濾過ポンプほか3件の施設修繕料442万3,000円と、御立岬公園の送水ポンプの故障による取替工事370万5,000円です。

予算書23ページになります。

款7土木費です。項2目3道路新設改良費、節19の40万円は、道路に面した危険なブロック塀等の撤去に対する補助金です。項3河川費、目3水防対策費の38万円は、7月の豪雨により発生した災害1件に対する小災害復旧事業費補助金です。

予算書25ページになります。

款9教育費です。項2小学校費、目1学校管理費の49万6,000円の減額は、小学校19カ所の施設整備修繕料398万3,000円と、入札による実績によりスクールバス等運転業務委託料と、電子黒板借上料を減額するものでございます。次の項3中学校費、目1学校管理費の49万6,000円についても、同じく中学校7カ所の修繕料182万7,000円と、入札による実績によりスクールバス等運転業務委託料と、電子黒板借上料を減額するものでございます。

予算書27ページになります。

項5社会教育費、目7生涯学習センター費の8万6,000円は、大崎地区水道組合が設置する除鉄除マンガン装置、女島生涯学習センター分の負担金であります。

予算書は28ページになります。

款10災害復旧費です。項1目2林業用施設災害復旧費の1,916万8,000円は、7月の豪雨により発生した林道榎川内線の災害復旧に係る工事費です。目3農業用施設災害復旧費の299万7,000円は、7月の豪雨により被災した頭首工の災害復旧に係る工事費でございます。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は10ページになります。

款9地方交付税は、最後に御説明いたします。

款11分担金及び負担金です。項1目3災害復旧費分担金の2万7,000円は、農業用施設の災害復旧に係る受益者分担金です。

次に、款13国庫支出金です。項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の204万6,000円は、児童手当の増額に伴う負担金です。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の482万7,000円は、公衆無線LANの環境整備に係る補助金です。目2民生費国庫補助金の123万円は、保育所の事故防止事業に対する補助金です。目5土木費国庫補助金の20万円は、道路に面した危険なブロック塀等の撤去に対する補助金です。項3国庫委託金、目2民生費委託金の56万1,000円は、国民年金システム改修に係る委託金です。

次に、款14県支出金です。項1県負担金、目1民生費県負担金の45万6,000円は、児童手当の増加に伴う負担金です。項2県補助金、目2民生費県補助金の100万9,000円は、高齢者住宅の改造に係る補助金34万2,000円と、医療費助成と保育士の負担軽減に係る補助金66万7,000円です。目4農林水産業費県補助金の972万円は、ため池ハザードマップ作成に係る補助金です。目6土木費県補助金の10万円は、道路に面した危険ブロック塀等の撤去に対する補助金です。目9災害復旧費県補助金1,638万7,000円は、林業用施設災害復旧に係る補助金1,341万7,000円と、農業用施設災害復旧に係る補助金297万円です。項3県委託金、目1総務費委託金の377万4,000円は、県議会議員選挙に係る委託金です。

款16負担金の2,000万円は、ふるさと応援寄附金の増額を見込むものであります。

予算書は12ページになります。

款17繰入金の1,055万8,000円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品代等について、基金より繰り入れるものです。

款20町債、目9災害復旧費の510万円は、林業用施設の災害復旧に係る起債です。

最後に、款9の地方交付税です。10ページになります。歳入歳出の不足額3,244万3,000円を普通交付税より1,029万2,000円、特別交付税より2,215万1,000円充当するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費について御説明いたします。ため池ハザードマップ作成事業972万円と、林業災害復旧事業1,916万8,000円につきましては、適正工期が確保できないため、繰り越しをお願いするものです。

次に、6ページをお開きください。

第3表地方債補正について御説明いたします。農林水産施設災害復旧事業を510万円追加するものでございます。利率や償還方法は、表に記載のとおりであります。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、歳出のほうですね、企画財政のほうですけども、ふるさと寄附金の返礼金600万円、そして見込まれる寄附が2,000万円ということで、返戻金は30%ということでもありますけども、今までこれに記載してあります歳入の中で7,300万1,000円寄附が来ております。当初の見込みよりも多くなったということで理解をいたします。大変良いことだなあとと思いますが、その中のやっぱり返戻金は7,300万円、今までの中ではやっぱり30%近くある、いくらぐらい返戻金があったのか、同額の30%ぐらいでもう出しているのか、ちょっと教えていただければと思います。それが1点です。

そして、土木費の中でブロック塀が道路新設改良の中で負担金補助金で40万円、危険ブロック塀安全対策のほうで補助金が出ておりますけども、どこなのか、民間のブロック塀なのか、公共的なものなのか、道路に面したところのブロック塀と思いますので、私は一般質問もしておりますので、参考になればと思ひまして詳細が分かれば担当のほうから説明いただければと思います。また、それに対する補助金が10万円来ておりますが、二十数パーセントですけども、その国からこれに対する比率、補助金の比率を教えていただければと思います。

○議長（宮尾秀行君） 答弁を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） ふるさと納税に係る返礼品等の割合ということでございますけども、国が3割ということで申し上げております。町は、当初から3割を基準にしておりまして、以前も答弁申し上げたと思うんですけども、うち10%を送料という形にしておりまして、40%というふうに見ておりました。今年の2月にですね、その返礼品と送料を分けまして、今、運用をしているところであります。それと、先ほど申し上げました、いろいろポータルサイトの運用の経費等がございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 危険ブロック塀等安全確保支援事業についてのお尋ねでございますが、これは地震による倒壊から人身事故を防止するとともに、避難経路確保を目的とするものでございまして、民間の危険ブロック等の撤去に係る費用で

ございます。財源といたしましては、国の交付金として半額、20万円ですので、10万円の補助。また、その残りとして4分の1を県からいただきますので、町はその4分の1ということでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 予算措置してあれば、だいたい査定してあると思いますが、場所等は分からないんですか。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 今度議決いただきますと、要綱等を制定いたしまして、今後広く広報するつもりでございますので、その中で上がってくるものと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） だから、この40万円と査定した根拠は何でしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 40万円の根拠でございますが、県の補助金も使っておりますので、県の補助要綱自体が20万円を上限ということになっておりますので、上限が20万円でございます。一応予定しておりますのは2件分でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 20ページの委託料ですね、ため池ハザードマップの委託料、これは長谷等7カ所という説明がありましたが、委託先はどこなのか、どういう会社なのか、本町の実績等はこれまでもあるのか、もっと詳しくちょっと教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） ため池ハザードマップの作成業務委託料、予算として計上し、御審議いただくことでございますけれども、予算議決いただきますと、入札の手続きを取らせていただきます。入札によって業者は決定いたします。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 15ページ、公衆無線LANの環境整備工事1,096万3,000円計上されています。非常に良いことだと思いますが、一応光ファイバーが整備されまして、その関係でWi-Fiを設置されるということでしょうけど、場所ですね、どこらへんに予定されているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（宮尾秀行君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 場所につきましては、16カ所を予定しております。

申し上げますと、役場本庁舎、それから田浦支所、湯浦出張所、芦北町地域活性化センター、それから交流センターですね、それと大野分館、吉尾出張所、きずなの里、女島のゆめもやい、みどりの里、町民総合センター、御立岬公園管理棟、御立岬温泉センター、海浜総合公園ですね、それから道の駅大野温泉、星野富弘美術館ということで、官公署3件、避難場所が8件、観光案内所4件に、博物館1件という内訳でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

## 第6 議案第50号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、議案第50号「平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第50号、平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,472万2,000円を追加し、予算の総額を30億3,522万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書7ページになります。

款1総務管理費です。項1目1一般管理費の給料、職員手当等、共済費は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費の補正でございまして、節13委託料の27万円は、国民健康保険の都道府県化に伴うシステム改修委託料でございまして。

次の項2目1賦課徴収費の179万2,000円の減額は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費の補正でございまして。

予算書8ページになります。

款2 保険給付費です。項1目2 退職被保険者等療養給付費の354万6,000円は、療養給付費の実績見込みによる増額でございます。項2目1 一般被保険者高額療養費の908万6,000円と、目2 退職被保険者高額療養費の55万1,000円は、高額療養費の実績見込みによる増額でございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款3 県支出金、目1 保険給付費等交付金の27万円は、国民健康保険システム改修に係ります補助金です。

款5 繰入金の126万9,000円は、職員給与費等の補正に係ります一般会計からの繰入金でございます。

款6 繰越金の1,318万3,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の9ページから11ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 第7 議案第51号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、議案第51号「平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第51号、平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2

3億4,637万2,000円とするものです。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお開きください。

款1総務費、項1目1一般管理費の給料、職員手当等、共済費は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費の補正です。節13委託料の31万8,000円と、節14使用料及び賃借料の3万6,000円は、県の代行入力終了に伴うシステム導入委託料と、そのシステムの利用料です。

款2保険給付費、項4目2高額介護予防サービス費の8万1,000円は、実績見込みによる増額でございます。

次に、歳入につきましては、予算書の6ページになります。

款7繰入金の38万1,000円の減額は、職員給与費等の補正に係る一般会計からの繰入金73万5,000円の減額と、介護保険指定事業者等管理システムの導入に係る事務費繰入金35万4,000円です。

次の款8繰越金の8万1,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものです。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

## 第8 議案第52号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、議案第52号「平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第52号、平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,631万2,000円とするものです。

今回の補正は、職員給与費等の補正でございます。予算書をもとに、歳出から御説明いたします。予算書は7ページになります。

款1生活排水処理事業費、目1生活排水処理事業総務費の31万2,000円は、給与改定及び住居の異動に伴う職員給与費等の補正です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款2繰入金の31万2,000円は、職員給与費等の補正に係る一般会計からの繰入金でございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書8ページから10ページの明細書のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第9 議案第53号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第9、議案第53号「平成30年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第53号、平成30年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万円を追加し、予算の総額を1億612万

2,000円とするものです。

今回の補正は、職員給与費等の補正です。

予算書をもとに、歳出から御説明いたします。予算書は7ページになります。

款1温泉運営費、目2温泉観光センター運営費の52万円は、給与改定及び職員  
の異動に伴う職員給与費等の補正です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款3繰入金の52万円は、職員給与費等の補正に係る一般会計からの繰入金です。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書  
のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 第10 議案第54号 平成30年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第10、議案第54号「平成30年度芦北町水道事業会計  
補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第54号、平成30年度芦北町水道事業会計補正  
予算（第1号）について御説明いたします。

収益的支出の水道事業費用予定額に351万4,000円を追加し、2億3,04  
9万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費の補正でございます。

議会の議決を得なければ利用することのできない職員給与費予定額に351万4,  
000円を追加し、3,985万4,000円とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、2ページ以降の明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第11 議案第55号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第56号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第57号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第58号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、議案第55号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第14、議案第58号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第55号から議案第58号までは、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連する改正となりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第55号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

つきましては、熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料を0.2%増、ボーナスを0.05月増とする給与改定を、平成30年4月1日に遡及して適用するものです。

また、附則として、平成30年12月に支給する勤勉手当の成績率を100分の95と特別措置を規定しております。

次に、議案第56号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び議案第58号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に合わせて、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当について、0.05月の増額改定を行うものです。

附則として、平成30年12月に支給する期末手当の支給率を100分の177.5とする特別措置を規定しております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第11、議案第55号から日程第14、議案第58号までを順次討論を行い、採決します。

日程第11、議案第55号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第56号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第57号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第58号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

**第15 議案第59号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮尾秀行君） 日程第15、議案第59号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第59号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の改正は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部

が改正されたことに伴いまして、所定の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、1、代替保育に係る連携施設の確保事務の緩和、2、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長、3、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大の3点になります。

附則としまして、この条例は公布日が施行日となります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 第16 議案第60号 熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第16、議案第60号「熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第60号、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について御説明申し上げます。

本町が加盟している熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合が、本年10月1日からくまもと県北病院機構設立組合に名称を変更したため、規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がありますので、本案を提出するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 第17 議案第61号 財産の無償貸付けについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、議案第61号「財産の無償貸付けについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第61号、財産の無償貸付けにつきまして御説明申し上げます。

本案は、旧計石小学校への企業誘致にあたり、企業の初期投資軽減、投資額の確保及び進出力を高めるため、町有財産を無償で貸し付けるものでございます。

無償貸付を行う建物は、芦北町大字計石字港2963番地1、旧計石小学校鉄筋コンクリート905.75㎡となります。貸付の相手方は、住所、熊本県熊本市中央区水前寺6丁目36番9号、県庁東門前ビル4階、名称、熊本電力株式会社、代表者、代表取締役 竹元一真。貸付期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなっております。貸付期間満了後は、協議により貸付期間を更新できる取り扱いとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩をします。11時から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

#### 第18 同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第18、同意第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦町551番地2、氏名、岩田繁義、昭和29年11月25日生まれ。

この件につきましては、平成31年2月10日の任期満了に伴うものでございまして、今回は平成27年4月に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による新制度の教育長を任命するもので、任期は3年になります。

教育長の任命は、同法第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるもので、本案を提出するものであります。

氏は、昭和52年4月に水俣芦北消防組合消防本部に入局され、平成23年4月より、水俣芦北消防組合消防長として消防技術の向上、教育訓練の充実等に優れた

指導力・統括力を発揮され、平成27年3月の定年退職まで、38年間奉職されました。また、平成28年4月から現在まで、芦北町立星野富弘美術館館長としてその職責を全うされており、星野富弘作品を通して、管内小中学校との連携による心の教育の推進、文化・芸術事業等の充実・振興・発展に尽力いただいております、その功績は誠に大きなものがあります。これまでの豊富な経験と実績はこれからの教育行政の向上に大きく寄与するものと思われ、教育長に最適と認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 確認という形で質問をいたします。

先ほど冒頭、町長の提案理由の説明の中でもありましたように、教育行政法が平成27年に変わりました、前は教育委員会の委員の互選で教育長は決まっておりますが、今回、平成27年度からは施行が変わりまして、町長が教育長を任命するという形で、町長の任命権の重要性もそのとおりでありますし、本人もそうであります。第4条に教育長は芦北町の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得ることでありまして、要するに人格高潔さは今言われましたけども、教育行政に関し識見を有する者という形で、もう一度、星野富弘美術館のほうの館長を2年ですかね、されたと思いますけども、異例と、まではありませんけども、あらっというふうに思ったものですから、要するに教育長が会議も招集しますし、そういう観点からですね、町長のもう一回、そういう教育行政の高い識見を有しておられるということの中で、もう一度お願いしたいと思っておりますけども。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 教育行政に関する高い識見というのは、広義の意味で捉えておりまして、教育事務等々にこだわるものではなくて、その人間性から基づく高い教育観に基づけば、私は十分これに応え得ると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

#### 第19 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第19、同意第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字女島523番地5、氏名、井川良一、昭和27年3月23日生まれ。

この件につきましては、芦北町監査委員に1名の欠員が生じておりましたので、新たに任命するものでございます。

監査委員の選任は、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、本案を提出するものであります。

氏は、旧芦北町の職員として、昭和49年7月から合併までの30年6カ月、また合併後は本町職員として平成23年3月まで、合計36年9カ月奉職され、その間、商工観光課長、議会事務局長、政策審議員兼企画財政課長、総務課長を歴任し、町政発展に尽力されました。また、葦北郡空手道連盟会長としても活躍されています。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、監査委員としてまさに適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意しました。

—————○—————

## 第20 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（宮尾秀行君） 日程第20「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、竹崎町長を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました竹崎町長を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、竹崎町長が当選人と決定しました。

ただいま当選されました竹崎町長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

竹崎町長、一言、承諾の御挨拶をお願いをいたします。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 自席より失礼いたします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合の議会議員に御選出をいただき、誠にありがとうございました。大変光栄に存じます。

芦北町議会議員の皆さん方の御協力と御理解のもと、本広域連合の議員として、その指名を果たしてまいる所存でございます。今後ともどうぞ御指導・御助言方をよろしくお願い申し上げます。議員承諾の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君） これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） これから議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案書配付]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

執行部より議案追加の申し出があり、本日開催しました議会運営委員会により、追加日程の答申がありました。

お諮りします。ただいま配付しました議案第62号から議案第64号まで、議案3件と同意第5号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4にして、議題にしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 議案第62号 平成30年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第1、議案第62号「平成30年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 議案第62号、平成30年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ35万円を追加し、総額を101億512万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、今年9月30日に九州の南海上を通過しました台風24号の強風で、旧田浦町が平成2年に設置しました広告塔の看板の一部が外れ、近くの自家用車2台に当たり、傷が付きました。今回、賠償額が決定したため補正するものでございます。

予算書の7ページを御覧ください。

款5農林水産業費、目2農業総務費の35万円は、車2台の賠償金です。

歳入は6ページでございます。

款19諸収入、目2雑入35万円の全国町村会総合賠償補償保険金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 関連ですけども、今後、老朽化した看板と、公が定めた看板等はあると思いますが、今後チェックする必要があるんじゃないかと、今ちょっと考えたんですけども、早急にせんと、もし今ここであるのは物損事故ですが、人身事故とか、大きな人命に当たる可能性ありはしないかなと思います。老朽した看板がいっぱいあるように、私は思い受けられますので、関連でありますけども、そういうのを是非早くしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（宮尾秀行君） 答弁を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議員御指摘のとおりだと思います。とりあえずですね、農林水産課が所管する同等の看板につきましては、早急に点検を行いまして対応いたしております。加えましてですね、ほかの公共施設に係る看板につきましてもですね、点検を実施した上でですね、対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

追加日程第2 議案第63号 和解及び損害賠償額の決定について

追加日程第3 議案第64号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第2、議案第63号「和解及び損害賠償額の決定について」と追加日程第3、議案第64号「和解及び損害賠償額の決定について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。本案について説明を求めます。福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 議案第63号及び議案第64号の和解及び損害賠償額の決定について御説明いたします。

この件につきましては、平成30年9月30日に台風24号の影響により、芦北町大字田浦町1313番地に設置してあります町地区農業活性化運動啓発塔の看板部分の一部が外れ、強風にあおられ、近くの芦北町大字田浦町1313番地の2の民有地にあります駐車場に飛んでいきました。その際、駐車してありました乗用車2台に当たり、車の一部が損傷する事故が発生いたしましたので、次の者と芦北町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

なお、本件は国家賠償法第2条第1項の規定により、農業活性化運動啓発塔の管理者である町に損害賠償責任が生じることから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について議会の議決を求めるものです。

まず、議案第63号の和解の相手方、芦北町大字田浦町1315番地、新立正也、損害賠償の額、17万8,747円。和解事項といたしまして、当事者双方は、今後、本件に関して一切の異議及び請求の申立をしないこととしております。

次に、議案第64号の和解の相手方、芦北町大字田浦町1315番地、新立文子、損害賠償の額、17万866円。和解事項といたしまして、当事者双方は、今後、本件に関して一切の異議及び請求の申立をしないこととしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから追加日程第2、議案第63号と追加日程第3、議案第64号を順次討論を行い、採決します。

追加日程第2、議案第63号、和解及び損害賠償額の決定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

これから追加日程第3、議案第64号、和解及び損害賠償額の決定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第4 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第4、同意第5号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字大野410番地、氏名、徳尾里美、昭和54年10月2日生まれ。

この件につきましては、芦北町教育委員会委員に1名の欠員が生じておりましたので、新たに任命するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

氏は、これまで毎年開催される親子子供の活動を通して青少年の健全育成や家庭教育の充実に尽力されるとともに、介護支援専門員として高齢者の社会福祉や介

護の分野でも活躍されています。また、温厚にして篤実な人柄は、地域社会においても幅広い信頼を得ておられ、学校教育の分野においても、氏の保護者としての考え方、視点がこれからの教育行政の発展向上につながることを期待されることから、教育委員会委員に最適と認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午前11時26分

## 平成30年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月13日

午前10時 開 議  
於 議 場

### 1 議事日程

#### 第1 一般質問

（一括議題＝日程第2から日程第6まで）

#### 第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

#### 第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

#### 第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

#### 第5 広報委員会の閉会中の継続調査の申出

#### 第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

### 2 出席議員（15人）

1番 藤 井 公 輔 君

3番 林 田 燿 宏 君

5番 宮 内 道 則 君

7番 古 村 逸 男 君

10番 元 山 秀 志 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 宮 尾 秀 行 君

2番 荒 川 知 章 君

4番 坂 本 登 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 白 坂 康 浩 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 寺 本 修 一 君

15番 草 野 安 道 君

### 3 欠席議員（1人）

9番 前 田 徹 一 君

### 4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君 教 育 長 竹 浦 裕 道 君

総務課長 下 田 研 君 企画財政課長 一 丸 喜八郎 君

税務課長 川 尾 敏 浩 君 住民生活課長 田 淵 耕 一 君

福祉課長 櫻 井 優 一 君 健康増進課長 田 中 公 広 君

農林水産課長	福 田 貴 司 君	商工観光課長	園 川 民 夫 君
建 設 課 長	長 崎 十 三 男 君	上下水道課長	杉 本 芳 郎 君
教 育 課 長	白 坂 達 也 君	生涯学習課長	福 井 成 昭 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	上 野 孝 司 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

平成30年第5回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 計石港の波止場・護岸環境など危険箇所について	<p>① 計石港内の廃船や放置してある波止場のゴミ・防波堤・漁港の護岸など、衛生環境・漁業・防災・景観や観光面など安全性にそれぞれ問題があると思われる。町は、この現状をどう認識しているか。</p> <p>② 計石港の廃材ゴミが放置してある波止場の使用許可の権限はどこにあるのか。</p> <p>③ この件について、地元住民を交えて県・町と一緒に問題解決を図るために公民館等で、話し合う機会をつくるように日程調整を要請したがどうなっているのか。</p>	町 長
		2 町内小・中学校体育館へのエアコン設置について	<p>現在、町内の小・中学校体育館にはエアコンの設置はない。体育館は、洪水・地震等の災害発生時に地域住民の指定避難所としての役割も果たしている。国内では、避難所での熱中症による死亡例もあり、小・中学校体育館に消防庁の「緊急防災・減災事業債の拡充事業」を活用してエアコンを設置する考えはないか。</p>	町 長
		3 生活保護の状況、住民本位の対応及び捕捉率の向上について	<p>① 貧困問題が大きな社会問題になっている中、自治体が生活保護にどう向き合うのかが問われている。直近の芦北町の生活保護利用世帯数と人数はそれぞれどれだけか。</p> <p>② 厚生労働省の推計では、生</p>	町 長

			<p>活保護基準以下の所得で暮らす世帯が、2016年は705万世帯で、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は、161万世帯22.9%である。全国的に生活保護の捕捉率が低いことを、町は認識しているか。</p> <p>③ 生活保護は最後のセーフティネットであり、生活に困った方を確実に制度利用に導いていくことは、社会全体の安全網でもある。生存権を真に保障するために、自治体は生活に困った方たちからのSOSを出す契機にできるように、分かりやすい広報が求められると考える。町の見解はいかがか。</p> <p>④ 生活保護制度のあらましを記載した芦北福祉事務所の「生活保護のしおり」は、町民にとってわかりやすく丁寧な「しおり」であると考えているか。</p>	
2	寺本順一	1 小・中一貫教育の推進について	<p>① 田浦小学校、中学校は隣接しているので好条件であると考えられるが、連携した教育として取り組む考えはないか。</p> <p>② 両校に聞いたところ、小・中連携教育に近い考えで推進していると受け止めたが、その成果はどうか。</p> <p>③ 町内の他校の状況はどうか。</p> <p>④ 教育委員会で、これまで小・中一貫教育について検討したことはあるか。</p>	教育委員長

		2 小・中学校の犯罪防止対策について	小・中学校において、門扉やフェンス等に不備が見受けられるが、調査の上整備する考えはないか。	教育委員長
3	川尻成美	1 通学路の安全対策について	<p>2018年6月18日に発生した大阪北部地震で、通学中女兒が学校のプール周辺にあるブロック塀が倒れ命を奪われた。それを受け、本町も各学校内等ブロック塀の点検、撤去等対策がなされた。</p> <p>① 通学路にかかるブロック塀など、通学路の安全点検はどのようなになっているのか。</p> <p>② 点検において、危険箇所があれば速やかに改善すべきではないか。</p>	教育長 町長
		2 プレミアム付き商品券による地域経済効果について	<p>ここ数年、1割儲かる券として商品券が芦北町商工会で発行され、町から毎年助成がされている。</p> <p>① この商品券は、1人（1世帯）いくらまで購入できるのか。</p> <p>② 商品券を取り扱う町内商店（事業所）の数は何件か。また、業種別の売上高も含め詳細を説明されたい。</p> <p>③ 町内の経済効果が見込まれるなら、芦北町商工会と協議、更なる助成への工夫をする考えはないか。</p>	町長
4	荒川知章	1 町内での働く場所確保の取組について	<p>働く場所の確保として企業誘致が必要であるが、なかなか厳しい現状にある。</p> <p>本町は、光通信網の整備により、町内各地でインターネット環境が整っている。その</p>	町長及び 担当課長

			環境を活かし、IT企業のサテライトオフィスなどの誘致を進める考えはないか。また、地元雇用の創出をどのように考えているのか。	
		2 御立岬公園の設備の老朽化について	<p>① 御立岬公園を芦北海浜総合公園と同様に都市公園に指定することで、老朽化施設を改築更新していく考えはないか。</p> <p>② 御立岬公園と芦北海浜総合公園の過去10年の来園者数の推移（夏場とそれ以外）や経営状態（収支実績、公費補填等）はどうであったか。また、今後の経営見通しや来園者を増やすための管理運営、民間の活用等についてどのように考えているか。</p>	町長及び担当課長
		3 子育て環境の取組について	<p>① 本町には子どもが病気になったときに預けられる施設がなく、親も仕事を休まざるを得ない環境にある。病気の子どもを預かってもらえる病児保育についてどう考えているか。</p> <p>② 本町での児童虐待の実態はどうか。また、何か取組を行っているか。</p>	町長及び担当課長
5	藤井公輔	1 老人公衆浴場無料及び割引入浴料補助について	<p>① 70歳以上の町民を対象に交付されている公衆浴場入浴料無料券の交付率は何%か。</p> <p>② 交付率を上げる工夫や対策はどうか。</p>	町長 担当課長
		2 スポーツの振興による町の活性化について	<p>① 近年の本町出身者の競技実績と大会・合宿等の誘致実績はどうか。</p> <p>また、スポーツ振興事業補</p>	教育長 町長

			助金の交付状況はどのように なっているか。 ② 各種大会開催等により、交 流人口の増加に繋がっている いるか。	
--	--	--	---	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

前田君から欠席届が出ております。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

## 第1 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は5人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。

〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まず、一般質問の始まる前に議長に申し上げます。9月議会におきまして、私の一般質問の途中でですね、「この質問で最後にしてください」、「まとめをお願いします」という発言がありました。ほかにも「3回ですよ」とか、ある発言が再三あっております。今、冒頭言われましたように、一般質問は時間制限が30分となっておりますので、そういう発言をされると困るんです。抑制された発言を中止されるというような、動揺いたします。宮尾議長の今言われた30分というのを理解しておれば、そういう発言はしないと思いますが、どんな見解でおられるんですか。

○議長（宮尾秀行君） 質問をされる方が、その質問に夢中になられて大事なことを30分以内に言われることがなかなかできないようにというような一つの配慮もありますので、今回からは時間制限は質問をされる方が皆さん御理解をして、この電子時計を見てされると思いますので、そのようにいたします。

以上です。

川尻君。

○12番（川尻成美君） どうもその意味が分かりません。時間が制限されている以上は、時間内で発言すれば、そういう抑制するような言葉は控えてもらわんと困りますので、どうされますか。

○議長（宮尾秀行君） 今回からは抑制の言葉は、何分ですよとか、もう時間ですよというようなことは発したりはしませんので、質問される方が自分の言いたい、その要点をまとめられて言わなければ、やはり質問をされる方も時間が過ぎてしまえば、

もうちょっとこれを言いたいというようなことがあるのではないかと考えておりましたので、そういう発言をいたしました。

以上です。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるように求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。議長の許可のもと、大枠で3項目、質問をいたします。

1つ目の質問は、計石港の護岸環境など、危険箇所についてお聞きをいたします。今朝、議長に許可をもらい、写真のコピーを資料として、執行部の皆さん、議員の皆さんにお配りをしております。11月12日に日本共産党の山本伸裕県会議員とともに、私も参加して地元住民の方々と熊本県振興局土木部、水俣保健所、芦北町建設課、それぞれの担当職員立ち会いのもと、計石港の廃船や放置してある波止場の廃材ごみ、防波堤、漁港の護岸など、4カ所の現場を見てもらい、現状を把握してもらいました。衛生環境、漁業、防災、景観、観光面など、安全性にそれぞれに問題があると思われまます。町はこの現状をどう認識しているかお答えください。②計石港の廃材ごみが放置してある波止場の使用許可の権限はどこにあるのかお答えください。③この件について、地元住民と県、町が一緒に公民館等で問題の解決を図るために、話し合う機会をつくるように日程調整を要請したが、どうなっているかお答えください。

2つ目の質問は、芦北町の小中学校のエアコン設置についてお聞きをいたします。現在、芦北町の小中学校体育館にはエアコンの設置はありません。小中学校体育館は、洪水、崖崩れ、地震等の災害発生時には、地域住民の指定避難所としての役割も果たします。全国の災害被災地における避難所での熱中症による死亡例もあり、小中学校体育館に総務省、消防庁の緊急防災減災事業債の拡充事業を活用してエアコンを設置する考えはないかお答えください。

3つ目の質問は、生活保護の状況、住民本位の対応及び捕捉率の向上についてお聞きします。①貧困問題が大きな社会問題になっている中で、自治体が生活保護にどう向き合うのかが問われています。直近の芦北町の生活保護利用世帯数と人数はそれぞれどれだけかお答えください。②厚生労働省の推計では、生活保護基準以下の所得で暮らす世帯が2016年は705万世帯であり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は161万世帯、22.9%です。全国的に生活保護の捕捉率が低いことを町は認識しているかお答えください。③生活保護は最後のセーフティ

一ネットです。生活に困った方を確実に制度利用に導いていくことは社会全体の安全網でもあります。生存権を真に保障するために、自治体は生活に困った方たちがSOSを出す契機にできるように、分かりやすく、これなら相談できると思える広報が求められます。町の見解はいかがか、お答えください。④福祉課の窓口で案内している生活保護制度のあらましを記載した芦北福祉事務所の生活保護のしおりは、町民にとって分かりやすく丁寧なしおりと考えているかお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員のお尋ねにお答えいたします。

質問1につきましては、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。なお、残余の質問についても、同様に担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 質問1について、お答えいたします。

計石港についてのお尋ねでございますが、正式には佐敷港となっておりますので、それを踏まえて答弁させていただきます。

まず、①につきましては、現地を確認し、現状を把握しております。県に対し、放置されている廃船等の処分などについて対応をお願いしているところでございます。

次に、②につきましては、佐敷港の管理者であります県が、漁船、運搬船などの係留や野積み等に関し、使用の許可を出すものです。

③につきましては、現在、管理者である県港湾課において、現状の整理と今後の対応について協議中と伺っております。なお、協議の結果が出ましたら、町へ報告がなされるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 質問2の町内小中学校体育館へのエアコン設置についてのお尋ねですが、小中学校の体育館につきましては、教育委員会の所管になりますが、質問の要旨が避難所に関する内容となっておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

現在、避難所に指定している小中学校体育館は9施設でございます。全ての体育館にエアコンの設置はございません。避難所開設が短期の場合、災害の規模にもよりますが、学校運営に支障がない限り、エアコンが設置してある教室等を利用していただいております。なお、避難所開設の長期化が予想される場合は、避難所運営

と学校運営等を総合的に判断し、設備の整った主要5ヶ所に集約する計画としております。このことから、現時点では学校体育館へのエアコン設置は考えておりませんが、財政的な面を含め、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 質問3の①について、お答えします。本町における平成30年12月1日現在の生活保護利用世帯数は107世帯で、人数は138人となっております。

②の御質問について、お答えします。所得を基準とした場合の生活保護の捕捉率は、数値の上からも低いと認識しておりますが、本人の意思により生活保護を受けないなど様々な要因もあり、捕捉率に影響しているものと考えています。

③の御質問について、お答えします。分かりやすい広報は当然必要であると考えております。

④の質問について、お答えします。生活保護を申請しようと考えられている方に、生活保護制度の仕組みや生活保護になってからの権利・義務について、正しく理解していただくために、分かりやすく説明したものであると考えています。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 計石港の問題は、①は県にお願いしている、②が使用許可は県がする、③は港湾が協議中と、何とも情けない答弁というか、全て県に委ねていると、町では何もしないのかというような答弁です。県議のほうにですね、港湾課から連絡が来て、私のほうには処置内容は聞いております。その上でですね、皆さんに資料として、佐敷港と呼び名を課長は言われましたが、各現場の写真をお配りしております。御覧ください。1枚目の上の2つが廃材ごみが放置してある波止場です。下の2つが数ある廃船の中の一部です。2枚目を御覧ください。左上が漁船をロープでつなぐ鉄筋が全て老朽化しています。右上が芦北町漁協組合前の護岸が割れて開きが大きく、危険な状態です。下の2枚は、数多くある防波堤の一部です。計石港の現状は、県の管理責任であっても、芦北町管内のことであり、町民の暮らしに直結することです。町として見過ごすことはできません。これらの危険箇所を改善するように強く県に要請してください。特に計石港の廃材ごみが山積み放置してある波止場は、危険で安全性に問題があります。このことが住民生活に不安と悪影響を与えています。

町長にお聞きします。計石港の、佐敷港と言われましたが、廃材ごみが山積み放置してある波止場、現場に行って現状を確認しましたか。自分の目で確認したか、確認してないかのでいいのでお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 町長の命をもって課長が確認をし、私は写真等でそれを認識したところであります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 是非ですね、自分の目で確認していただきたい。そうすると、住民の思いが直に伝わってくると思います。写真では、どうしてもこの臭いとか、写真に写らない現状が分からないと思いますので、是非行っていただきたい。

ここで、もう一度、1枚目の写真を御覧ください。町長、町民の声を紹介します。地元の女性の方は、「町の観光の目玉の一つであるうたせ船が3艘も沈んでいる。このような状態であることを、うたせ船観光に来られたお客さんや釣りに来る人たちが波止場の廃材ごみとともに廃船の現状を目にすれば、どう思うでしょうか。これが観光船と同じうたせ船なのかと、ショックで驚くでしょう。この場所は停泊しているうたせ船を写真撮影する絶好の場所です。歴史ある石造りの波止場で文化財にしてもいいような波止場であり、湾の真ん中にあり、景観も素晴らしいところです。」という女性の声。地元の男性の方は、「来年の4月から旧計石小学校に企業が来ると聞いているが、このごみの山のままではいかん。企業に申し訳なくて見せられない。1日でも早く廃材ごみを取り除き、計石港の玄関口である波止場を安全な釣り場や、芝生や花などを植え、景観のいいコミュニケーションを楽しめ、訪れた方が散策できる憩いの波止場にする必要がある。」という男性の声。地元漁師の方は、「台風のとくに海水が波止場に打ち上げ、ごみが海に引き流され、漁船のスクリーンに巻き込んだりする危険がある。」という声。もう一人の漁師の方は、「漁船に乗るときに、この場所を通らなければならず、足の踏み場もなく、釘などもあり、夜暗いときに漁に出るときは、懐中電灯だけでは本当に恐ろしくて危険だ。もし、ケガや転落事故でも起こったら、誰が責任を取るんだ。自己責任とでも言うのか。」という声。地元の皆さんの多くは、「波止場の廃材ごみを行政だけで解決してくれとは言っとらん。このまま放置すれば、廃材ごみに足を取られ、誰かが海に転落して死亡事故など起こってからでは遅い。我々住民もできることは手伝うし、話し合いの場をつくってほしい。また、住民と県、町との話し合いの場が実現できたなら、是非、町長にも来てもらって、みんなで解決に向けて知恵を出し合うことが大切だ。住民と一緒にきれいな安全な波止場を取り戻すために、町長に町の代表として力を貸してほしい。」と言っておられます。このほかにも多くの地元住民の不安な声を私は聞かせてもらいました。

町長にお聞きします。廃材ごみの現状を放置したままでは良くない。どうにか解決しないといけないということは、町長も同じだと思います。また、県の管理責任

であっても、芦北町管内のことであり、町民の暮らしに直結することです。廃材ごみで景観は最悪で危険です。重大事故が起こってからでは手遅れです。町として見過ごすことはできません。住民の皆さんが、行政だけで解決してくれとは言っていないんです。住民と県、町と一緒に知恵を出し合い、重大事故が起こってしまう前に、協力してきれいにしようと言っておられます。町長、この住民の声にどう応えますか。この問題の解決を図るために、どのように考えていますか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 議員御発言のとおりでございましてね、環境上、あるいは衛生上、安全上、これはやはり我々もしっかりと対応していかなければいけないと思います。まずは、県の所管でございまして、県のほうにも強く働きかけるということが大事でございまして。そして、誰が捨てたのか、なぜ捨てたのか、そしてこれを解決するにはどうしたらいいのかということをごすね、みんなで話し合うと、知恵を出し合うということが大事だろうと思っております。今後しっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） みんなで知恵を出して、本当にですね、強く県に申しともらいたい。そして、県は、例えば県道の清掃作業は住民が参加すれば補助金等を出している事業もあります。こういった関係で、ここも県の管理であっても、住民も手伝うと、じゃあどこに捨てればいいのかとか、いろんな知恵を出し合ってですね、補助金を出してもらおうとか、なら町もそれに少しばかりの補助金を出すとか、いろんな知恵が出てくると思いますので、今、町長も言われました話し合いの場が大事だ、また知恵を出し合うことが大事だと言われましたので、よろしく願いをいたしておきます。

次に、小中学校体育館へのエアコン設置について、再質問をします。現時点では、設置の計画はなく、今後検討すると言われました。そこでですね、町の指定避難所になっている小中学校体育館にはエアコンがないのも、本当にこれは課題です。指定避難所になっている学校体育館へのエアコン設置は、総務省の緊急防災減災事業債が活用されます。この地方債は、東日本大震災を受け、2012年度に創設された制度で、2017年度からは熊本地震の教訓から、指定避難所へのエアコン設置も対象となりました。起債充当率は100%なので、初年度に一般財源が必要なく、その元利償還金の70%を後年度交付税措置されるため、実質的な地方負担は30%となる有利な制度です。ただし、現時点では2020年度までの緊急制度である点に注意が必要です。実施している自治体を紹介します。埼玉県朝霞市では、こ

の緊急防災減災事業債を活用して、2017年度から体育館にエアコン設置を始めています。総事業費約10億円を見込み、市内15校の全体育館と3つの中学校武道場の計18施設に整備します。小学校を先行させており、今夏に設置された小学校では2学期の始業式をクーラーの効いた中で行うことができました。指定避難所としての安心とともに、学校行事にも安心感を与えています。

町長にお聞きします。起債充当率は100%、この元利償還金の70%を後年度交付税措置されるために、実質的な地方負担は30%となる有利な制度です。現時点では、2020年度までの期限付き制度ですので、期限までに決断し、この制度を使って小中学校体育館へのエアコン設置をやるべきではないでしょうか。今後の検討課題と、今、総務課長が言われました、期限が決まっています。是非手を挙げて、町長の政治決断を求めます。いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど総務課長がお答えしたとおりでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 是非前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

次に、生活保護の再質問を行います。現在、直近の生活保護世帯数は107世帯、利用人数は138人、捕捉率がこの数字どおり低いことは認識していると。それと、③については、広報は必要であると。④については、今使っている生活保護のしおりは分かりやすく説明したものであると認識していると答弁をされました。そこで、一つずつ確認と提案をしていきたいと思えます。

町民の方と話をすると、生活保護を受けるには生活困窮者であっても持ち家に住んでいたら駄目なのか、自家用車の保有は認められないのか、また収入としてわずかな年金があったら駄目なのか、短時間でも働いて少ないパート収入があったら駄目なのかと、複数の住民と対話し相談されることが多く、生活保護制度でできることをほとんど知らない方が大半ですから、効果的な制度の適用や支援策を提案できれば、文字どおりこの方々の人生は劇的に変わる可能性があります。憲法第25条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、生活保護第1条は、日本国憲法第25条の規定する理念に基づき法制化されています。生活保護法を具体化した保護の実施要領が実務の運用指針といわれています。私に寄せられた複数の相談内容も、この保護の実施要領に基づいて行政は対応すべきと考えます。保護の実施要領とは、事務次官通知、社会援護局長通知、保護課長通知という3つの通知によって構成されています。

そこで、担当課長にお聞きします。生活保護法による実施要領では、持ち家や自

家用の保有及び最低生活費に対して収入が不足する場合、生活保護は認められないのか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） まず、持ち家についてでございますが、住居の用に供される家屋については、認められることとされております。しかしながら、処分したときの価値が相当、著しく大きい場合、そういう場合は例外規定がございます。

それと、自家用車の保有についてでございますが、例えばで大変申し訳ございませんが、障がいをお持ちの方が通院等にどうしても必要と、定期的に通院をしなければならないというような場合はですね、自家用車の所有は認められているとっております。

それと、少ない年金、収入があれば生活保護の対象にならないかということでございますが、所得が生活保護基準以下の場合、それよりも少ない収入の場合はですね、その不足分が生活保護の対象となるというふうになってございます。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 持ち家も、また自家用車も一定の条件のもと、認められると。また、所得に対しても、基準以下の所得であれば、それもその分をもらえるということでした。こういうことはですね、やっぱり広報で知らせていく、こういうことが大事じゃないかなと思います。

厚生労働省は、申請権は絶対であり、侵害しないように保護の実施要領にて厚生労働事務次官通知第9、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこととあります。生活保護法による保護の実施要領において、保護課長通知第9の2で、扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害にあたるものではないが、扶養義務者と相談してからでないで申請を受け付けないなどの対応は、申請権の侵害にあたる恐れがある。また、相談者に対し、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請をあきらめさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたる恐れがあるので留意されたいとしています。

担当課長にお聞きします。事前に生活保護法による保護の実施要領について、厚生労働事務次官通知第9及び保護課長通知第9の2の内容を確認するので、目を通してくださいと伝えました。この事務次官通知第9及び保護課長通知第9の2の内容に間違いはないか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） ただいま議員が申されましたとおりの内容で通知が参って

おります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） はい。間違いないことが確認できました。申請権を侵害してはならない、またそれに値するような説明もしてはならないということです。

現在、本町福祉課の窓口で相談者に案内している芦北福祉事務所の生活のしおりですが、2ページ、(3)扶養義務者の援助として、扶養義務者（親、子、兄弟、姉妹など）の皆さんとよく話し合い、援助を受けられるようお願いしてくださいと、太字で強調して記載してあります。これは相談者が親、子、兄弟、姉妹などに援助をお願いしてから、また来てくださいと、いかにも扶養が保護の要件であると誤解されやすい表現です。扶養が保護の要件であると言っていないつもりでも、町民の方がそう受けとる可能性があることを注意しなければなりません。今年5月、国・県より、全国的に保護のしおりの記載内容について、誤解を招く表現が多く見受けられることで、内容の確認、是正に関する通知が出されたところです。

担当課長にお聞きします。保護のしおりについて、内容の確認、是正に関する通知が出されたことを知っていますか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） まず、町はあくまで相談窓口であります。相談があった場合は、相談記録を作成しまして、県の福祉事務所へつないでいるところでございます。調査判定等についてはですね、県のほうが行っておりますことから、町自体でしおりは作成しておりませんので、通知が出されたことは存じておりません。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 存じていないということです。だから、1回目の答弁で、このしおりは分かりやすいしおりと考えておるといふ答弁が出たんだと今思いました。

生活保護の申請の意思のある相談者に対して、芦北福祉事務所の生活保護のしおりは、太字で強調してある部分は誤解を招く表現があり、分かりにくく丁寧に欠けます。

生活保護のしおりについて、2つの自治体の例を紹介いたします。今年1月、神奈川県小田原市の生活保護担当部署の職員が、「保護なめんなよ」、「不正を罰する」などと、保護利用者を威圧する言葉がプリントされたジャンパーを着て、保護利用世帯を訪問していたことが社会問題として大きく報じられました。その後、小田原市では検討委員会が立ち上がり、委員の指摘を受け止め、生活保護行政の見直しが本格的に取り組まれているとのこと。その中で、生活保護のしおりも大幅に改善されました。要件があれば、誰でも受けられること、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障すること、生活保護とはどういうものか理解する上での根幹をなす

ものとして、しっかりと丁寧に書かれています。

青森県弘前市のしおりは、1 ページ目に生活保護は日本国憲法第 25 条条文に基づく権利と明記し、第 25 条条文を枠付きで掲載しています。また、小田原市、弘前市ともに、全ての漢字に仮名が振られ、相談から保護開始までの説明と流れが分かりやすく記載されています。

芦北町の福祉行政は、町民に対し生活保護法は日本国憲法第 25 条の理念に基づいた健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットであり、今後も保護を必要とする方が適正に利用できるように努めなければなりません。

担当課長にお聞きします。町は、住民本位の申請受付の対応をする上で、まちだよりで生活保護制度の周知を徹底してください。また、窓口相談に来られた方には、現在の生活保護のしおりを基に説明するのではなく、生活保護法による実施要領を基に、分かりやすく丁寧な制度説明を心がけ、申請の意思があるか必ず聞いてください。窓口に来た相談者に誤解を招く説明を行い、いわゆる水際作戦であきらめさせる、また生活保護を希望する人に申請書を渡さない、このようなことがないように住民の生活保護を申請する権利を守るとともに、職権保護も念頭におくことを徹底して仕事を進めるべきです。町は、住民本位の申請受付対応についてどう考えているかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） まず、まちだよりでの広報についてでございますが、先ほど申しましたように、県との関係もございますので、どのような方法がよいのか、そういったことも含めましてですね、協議・検討したいと考えております。

次に、申請の意思の確認についてでございますが、先ほど申しましたように、相談記録を作成する上です、町のほうへお出でいただいたときに、相談記録の中に必ず本人の申請の意思、これは書くようになっております。そうしたことで県のほうへ相談記録をつないでいくということで事務は進めているところでございます。

また、住民本位の受付対応につきましては、本人の意思を尊重しまして対応するのは当然のことと考えております。今後です、そのように対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4 番（坂本 登君） 受付対応であっても、間違った説明で、相談者が申請するつもりで来ているのに、あきらめるといことがないように誠意をもって対応していただきたい、このように思います。

この質問の最後になりますけど、今回、質問通告で生活保護基準以下の所得で暮らす世帯のうち、実際に生活保護を利用していた世帯 22.9% しかないことを示

しました。この数字は、厚生労働省が資料を作成し、今年の5月29日に参議院厚生労働委員会に提出した推計を基にしました。

担当課長答弁でも、全国的に生活保護の捕捉率が低いことを町として認識しているとお答えになりました。生活保護は、憲法25条で保障された健康で文化的な生活を送るための権利であり、生活保護を受けることは決して恥ずかしいことではない。誤解を解く上でも、制度を正しく理解することが大切です。国の生活保護制度が生活困窮者を救済するという本来の役割を發揮していません。その改善は喫緊の課題です。日本の生活保護の捕捉率は、専門の研究者の推計で2割程度にとどまっていると言われていています。諸外国に比べても極めて低い。なぜこんなに低いのか、専門の研究者、支援団体の方々は、共通して3つの原因を指摘しておられます。第1に、スティグマといわれる生活保護は恥だという意識や、生活保護に対するバッシングから、生活保護を申請することをためらってしまう。第2に、自分が生活保護を利用できることを知らない方が多い。年金があったら駄目、働いていたら駄目、持ち家があったら駄目などと、誤解している方が多い。これは制度の周知不足が招いていることであります。第3に、勇気をもって役所の窓口に行っても、子どもさんに援助してもらったらどうかと助言するなど、間違った説明で追い返される、いわゆる水際作戦が依然として横行していることであります。この3つの原因のそれぞれに対して対策が必要ですが、第1に挙げたスティグマといわれる生活保護は恥だという意識や、生活保護バッシングをなくしていくことは大変重要な課題だと思います。

町長にお聞きします。生活保護は恥という意識をなくし、バッシングをなくしていく重要性は町長も認めるころだろうと思います。捕捉率の向上のためにも、町長の口からは是非、生活保護を受けることは決して恥ずかしいことではない、憲法25条に基づく国民の正当な権利であることを、この議会の場で表明していただきたい。町長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 以前ですね、やっぱり生活に大変困窮しておられるというお話をお伺いして、私のほうから生活保護法に基づいてですね、申請されたらどうかということですね、申し上げたこともあります。また、芦北町には各地域に民生委員の方がおられまして、地域の実態をよく把握されております。そういった方々からのですね、役場に情報提供いただく、あるいは御相談いただくということもですね、しばしばあっておりまして、そういう方々に寄り添う日本国憲法に25条にその精神を尊重して、そして生活保護法に則って今後も適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） とても良い答弁なんですけど、一つ、恥ずかしいことですか、受けることは。そこだけ教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それは個々人の思いで違うかと思しますので、ここで私はその見解を示すことはちょっと無理なところがございますので、人それぞれの意思とかですね、自由な意思とか、思いとか、あるいは人生の哲学というものがありますので、そこまで私どもはなかなかですね、その言及できないところがありますけれども、ただ寄り添っていくべきだなということは思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） やっぱり生活保護基準以下で暮らしている方にとってはですね、やっぱり恥ずかしいこと、周りからのバッシングを世間体を感じたり、そういう方がたくさんいるということが、この国の推計でも出て要るんですね。8割方は基準に満たない人がもらってないというのが数字で出ていますので、やっぱり町長自身がこの場で生活保護を受けることは恥ずかしいことじゃないと表明することで、生活保護を肩身の狭い思いで受けていらっしゃる方に安心感を与え、いろんな事情により生活保護基準以下の本当に苦しい生活なのに、世間体を気にして申請ができなかった方に踏み出す勇気を与えたいと思います。それによって、バッシングをしている人は、バッシングをする行為こそ恥ずかしいことに気付くでしょう。日本国憲法第25条の生存権が全ての国民に保障される、そういう社会をつくるために全力を上げる決意を申し上げまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 皆さん、おはようございます。今日は大変嬉しいことに、内野小学校の児童の皆さんが議会の傍聴に来てもらっております。私、議員になりました13年を迎えておりますけれども、初めてのことでございまして、大変議会に関心を示していただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

早速ですが、質問に入ります。学校教育について質問いたします。学校教育については、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であります。文部科学省の調査によりますと、平成20年度から平成29年度の公立小中学校の児童生徒の推移では、平成20年度700万人が平成29年度633万人で、10年間で67万人が減少しております。本町におきましても、小中学校においても、平成20年度1,476人が、平成29年度1,129人と、10年間で347

人が減少しており、概ね田浦小学校の児童生徒がそっくりいなくなる数でございます。今後も少子化が進む中で、学校の更なる小規模化は避けられず、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなるなどの課題が懸念されております。本町においては、このような少子化に対応するため、小中学校の統合等を推進し、まだ一部統合できてないところもありますが、旧町単位で統合が実施されました。

そのような中、文部科学省は少子化時代の活力ある学校づくりのため、小中一貫教育の推進を行っております。一貫校には2つのタイプがあって、一つは同じ敷地内に小学校と中学校があること、このタイプを小中一貫校といい、小学校と中学校が一貫した教育方針を立てて、連携・協力して学校運営を行っていくタイプであります。中学校では教科担任制であります。一部小学校においても教科担任制を導入するなど、より専門的な知識を有する中学校の教諭の活用が期待できます。また、中学校においても、小学校の教諭に授業を行わせるなど、連携した取組が容易にできます。さらに、学校の行事は原則として合同の開催であります。

二つ目のタイプは、同じ校区の比較的近くにある小学校と中学校が連携・協力して学校運営を行う小中連携型の学校で、それぞれの学校の教諭が業務に支障のない範囲でお互いに授業参観をしたり、授業に小学校の教諭と中学校の教諭が入り、合同で授業を行うなど、教諭の人事交流をすることで児童生徒の学力の向上につなげることができます。また、運動会、文化祭、遠足などの、行事等の合同開催が可能となっております。

質問事項の1番目の小中一貫教育の推進について、質問いたします。①田浦小学校と中学校は隣接しているので、好条件であると考えられるが、連携した教育として取り組む考えはないか。②両校に聞いたところ、小中連携に近い考えで推進していると受け止めたが、その成果はどうか。③町内他校の状況はどうか。④教育委員会でこれまで小中一貫教育について検討したことはあるのか、質問いたします。

2番目の質問の小中学校犯罪防止対策について質問します。①小中学校において門扉やフェンス等に不備が見受けられるが、調査の上、整備する考えはないか。

以上、5つの質問をいたします。誠意ある答弁を求めます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 具体的な内容になりますので、教育長から御説明をさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 声がかれておりますけれども、聞き苦しいと思っておりますけれど

も、お許しいただきたいと思います。

質問の1の①について、お答えをいたします。小中一貫教育を前提としてはいませんが、田浦小学校と田浦中学校においては、できる範囲の教育連携は行っているところでございます。

②の御質問について、お答えいたします。田浦小学校の児童が田浦中学校の生徒と授業や行事を通して交流をしたり、中学校の教諭から指導を受けることで、小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化に馴染むことができず、いじめが増加したり、不登校になったりする現象、いわゆる中1ギャップの低減や早期解消につながり、スムーズな移行ができていると考えております。

③の御質問について、お答えいたします。ほかの中学校においては、校区内に複数の小学校があり、移動に時間がかかることなどから、合同での行事の実施は行えていませんが、連携した取組はそれぞれ行っております。佐敷中学校では、中学生が小学生と一緒に授業を受け、小学生を指導する取組や、新入生体験入学などを行っております。湯浦中学校では、中学校の教諭が英語や音楽、体育の授業を小学校で行ったり、お互いに授業参観を行い、教科の指導について連携するなどの取組を行っております。

④の御質問について、お答えいたします。現在のところ、検討しておりませんが、学校の統廃合や校舎の建て替え等の際に検討する必要があると考えているところでございます。

次に、質問の2について、お答えいたします。小中学校における犯罪防止対策については、施設の警備委託、犯罪の予見・抑止や事件の早期解決のために、防犯カメラを設置するとともに、不審者に対する警察機関と連携して合同避難訓練などを行っております。学校によっては、門扉やフェンスのない箇所もありますので、整備につきましてはほかの対策等も含めまして、総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 2回目の質問に入りますが、それぞれ答弁いただきましたが、田浦小学校と中学校は隣接しているので好条件であると考えられるが、連携した教育として取り組む考えはないかと、②の両校に聞いたところ、小中連携教育に近い考えで推進していると受け止めたが、その成果は関連しておりますので、一緒に質問いたしたいと思います。ただいまの答弁の中で、できる範囲で教育連携を行っているとの答弁がありました。どのような連携で行っているか、お聞きいたします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

図工、美術の教科では、合同で写生大会を行ったり、中学校の教諭による小学校の児童に対する卒業式の歌の指導や水泳指導、毎月相互に授業参観を行うなどの取組を行っています。また、行事においても、遠足や避難訓練を合同で行うなど、連携協力して行っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 実は、今回の質問に関しまして、田浦の両校を調査しましたところ、既に取り組んでおられ、両校の熱意ある取組を心強く感じました。具体的には、答弁にもありましたように、学力を目的として、小学校の児童生徒に図工や音楽など、必要に応じて専門的な指導を実施しておられます。水泳においては、上達のため、中学校の先生に指導をお願いしたり、子どもの体力向上に努められておられます。さらに、学力調査の結果を交換し、それぞれの児童の学力水準や特性を知って、今後の指導に役立たせるなど、業務に支障のない範囲で行われております。また、両校の先生たちの交流を目的とした授業参観や、年2回、全教諭による交流会も実施されております。児童生徒の交流のための春の遠足も合同で行われております。今までにない取組でございます。毎年、両校の運動会に出席しておりますが、中学校の運動会は100人足らずで、生徒数が減りまして、年々寂しいものになっております。運動会や文化祭の行事について、是非、合同で実施し、子どもたちの良き思い出づくりにと考えますが、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

児童生徒が減少する中、行事の合同開催につきましては、児童生徒、保護者の参加数の増加が見込め、盛大に開催することができ、また保護者の負担軽減にもつながるため、良い取組だと思っております。なお、開催にあたりましては、開催時期の調整、また保護者への説明など課題もありますので、各学校長が協議を行い、検討することとなります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） この件につきましては、ただいまお話がございましたように、保護者の理解といったものが必要になってくるのではなかろうかと思っております。また、現在、小学校は秋に、中学校は春にというようなことで実施されておりますけれども、時期の調整等にも問題があると考えております。このような問題を解決

していただいて、是非実現を望むところでございます。

次に、③他校の状況について、お尋ねいたします。小学校と中学校が遠隔地であったり、一つの中学校に対して複数の小学校があったりして、難しい条件の中で一部取り組んでおられるようですが、特に吉尾小学校は児童数が10名の極少小学校で、また遠隔地にあり、このような学校については、特段の配慮が必要であると考えます。今後、さらに活力あるものにするため、どのような振興策を考えておられるのか、質問いたします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

吉尾小学校につきましては、少人数複式学級の学校で、佐敷中学校の校区内でございます。その中学校区とは遠隔地であることから、移動に非常に時間がかかる現状でございます。そのようなことから、中学校との連携した教育連携につきましては、取組は行っておりませんが、教育の機会均等は大事なことでありますので、今後検討したいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 教育の機会均等というような素晴らしい表現がございましたけれども、ほかに大野小学校や内野小学校など、小規模学校がございます。先ほど答弁にありましたように、教育の機会均等は大事なことであります。つきましては、特段の配慮が必要であると考えられますが、どのような考え方をもっておられるのか、質問いたします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

吉尾小学校と同じく、大野小、内野小学校についても、中学校と連携した田浦小学校と田浦中学校のような取組は現在行っておりませんが、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 次にお尋ねいたしますが、この小中連携型教育については、一つの中学校と一つの小学校が基本条件のようでございますけれども、一つの中学校と複数の小学校ではできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

佐敷中学校、湯浦中学校区のことをおっしゃっているのかなと思います。各学校間の距離が離れておりますので、移動に時間がかかるということ、それから学校に配置される職員数が決まっておりますので、教育連携を行うのに現在余裕がないと

いうこと等、課題がありますので、難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 小規模校の課題解決のために、学校統合の選択肢も考えられますが、吉尾、大野、内野の各小学校の統合について、これまでの経過を詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ただいま寺本順一君の質問でしたが、統合に関する今までの状況というようなことではございましたけれども、これは小中一貫とは直接関係がありませんし、通告もありませんので、これは取り下げていただきたいと思います。

寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 今、取り下げのお話でしたが、非常にこの統合というのは、統合することによって活力ある子どもの育成につながってまいりますので、統合するか、何か今の形でやっていくか、二つの選択肢、私はだろうと思います。非常にこの統合というのは、この活力ある学校づくりに関連しておると思いますので、そういうことは言えないんじゃないかならうかと思っております。

○議長（宮尾秀行君） では、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） では、統合に関する見解だけをお願いをいたしたいと思います。  
白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

小中一貫教育の取組につきましては、現在、町内では行っておりませんが、取組にあたりましては、その機会といたしまして、学校の統廃合、または学校の建て替えの時期等が起点になるということで、教育長から答弁があったとおりでございます。

3校の統合の概略を説明申し上げますと、大野小、内野小につきましては、それぞれの学校で統合し、現在の学校になってから、今まで統合の計画は検討はなされておられません。

吉尾小につきましても、平成26年度末で廃校し、佐敷小学校に統合する検討がなされましたけれども、意見がまとまらずにそのままとなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） その答弁で結構でございます。

次に、④に移りたいと思います。教育委員会で小中一貫校について検討したことはあるのかの問いであります。やっていないとの答弁でございました。小中一貫教育の導入につきましては、これからの教育のスタイルが変わる大変大事な問題でございます。

お聞きいたします。小中一貫教育について、教育委員会としてどのように考えているのか、また取り組んでない理由は何かお聞きしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

冒頭から申し上げますとおり、小中一貫教育の効果、そしてまた課題等も答弁の中で申し上げておるところであります。そういう中で、今後の取組等につきましては、何回も申し上げますとおり、小学校・中学校の距離間の問題でありますとか、また児童数、学校規模によります教職員の配置人数の問題でありますとか、そういう諸々の課題もございますので、今すぐということは難しい状況であります。今後、効果等をしっかりまた検証を重ねながら、今後の検討とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） もう深くは追求いたしません。以上で、1番目の4つの質問が終わりましたけれども、小中一貫教育の推進について、今、全国的にも注目されている阿蘇の高森町の取組につきまして、一部その成果だけを簡単に紹介したいと思います。

高森町は、人口概ね6,500人で、町内に小中学校各1校があります。この2つの学校は、車で40分を要する遠隔地の学校であります。テレビ会議を導入した取組の事例でございます。成果のみを紹介させていただきます。

I C Tを活用した遠隔合同授業の実践、その遠隔合同授業の成果でございます。平成29年度末の児童生徒の意識調査によると、多様な意見や考え方に触れることにより、自分の考えが深まったり広がったりした。②専門機関と接続することで、より深い学びへとつながった。③直接対面しない相手とテレビ会議で伝え合うことで、相手によく分かりやすく伝える力が身についたなどの成果が伺えました。全国学力学習状況調査をはじめ、各種学力調査の結果、学習到達度や意識調査も伸びてきております。また、学校間で日課表を合わせるなどの調整をしたため、教師指導によるものでなく、自主的に交流する児童生徒の姿が見られるようになってきまし

た。同じ町内の学校とはいえ、車でも約40分を要する距離にある学校間で、児童生徒が直接交流する機会はほとんどありませんが、遠隔合同授業での交流を契機に、昼休み等を利用して児童生徒が自らテレビ会議を接続し、コミュニケーション活動を展開することが多くなってきました。こうした日常的な活動により、児童生徒のICT活用スキルは一層向上しています。高森東学園のような小規模では、専門教員が不足にならざるを得ません。後期課程では、技術科教員が美術と家庭科を兼任する状況であります。こうした中で、高森東学園は高森中学校とテレビ会議で結び、高森中の美術教員の専門性を活かす遠隔での共同授業の試みも行いました。テレビ会議の活用により、教育の専門性を活かす遠隔授業を行うことで、小規模校における専門外教員による教科指導の質の向上、小規模校での学び合いの機会を生むことにつながっています。このことは、他の教科にも当てはまります。遠隔合同授業を行うにあたり、相手校の教師と一緒に授業づくりを行うことで、教師の授業力の向上やICT活用指導力の向上が見られました。今後の課題として、遠隔によるグループ活動の質の改善、交流校の一体感を生み出す遠隔授業形態の研究などが挙げられます。

これは阿蘇の高森での小中一貫教育の取組についてでございますが、御紹介いたしましたけれども、芦北町にもこのような条件の学校がございますので、是非参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

次に、2番目の小中学校犯罪防止対策についてお聞きいたします。①小中学校において、門扉やフェンス等に不備が見受けられ、調査の上、整備する考えはないかでございますが、答弁にもありましたように、他町に先駆け、防犯防止対策といたしまして、防犯カメラが小中学校と幼稚園に設置されました。これは事件後の捜査には役立ちますが、不審者等の侵入を防ぐことはできません。しかし、門扉やフェンスを整備したからといって、不審者等の侵入が妨げられるかは疑問がございます。ただし、門扉がなかったり、フェンスの不備な学校は昼夜を問わず24時間、素通りできる状態であります。最低限、素通りだけはできない対策は必要ではないかと考えます。このことにつきまして、どのような考え方をお持ちなのか、お聞きいたします。

○議長（宮尾秀行君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、門扉やフェンスの設置に限らず、その他の対策も含めて、総合的に検討していきたいと思っております。なお、本町におきましては、各地域での見守り活動でありますとか、ボランティアのパトロールの活動も、地域全体、活動していただいております。また、地域分団の消防団の警戒活動等もなさ

れておりまして、本町上げての安心安全のまちづくりの意識高揚は、もう町全体での取組がなされております。そういうことを総合的に今後もですね、取組を重ねながら不審者の侵入防止、総合的な対応ができるように検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 私の質問は、門扉やフェンスがないところがあるから、結局、自由に入出入りできる場所があるから、そのことについてどう考えるかというような質問でございまして、当然、教育長が言われたような、そういう取組はございますけれども、一応そういう部分的な質問でございますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 門扉やフェンスの設置につきましてはですね、議員さん御指摘のとおり、学校によっては設置がない箇所もございますので、今後はその設置も含めましてですね、総合的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） これは数年前のお話でございますけれども、町内の保育所が民営化されました。民営化後、田浦の保育所でございますが、2カ所に門扉がございませんでした。正面のフェンスもネットで傷んでおりました。早速、この2カ所の門扉とフェンスの整備が行われました。これは児童が外へ出ないためと、外部からの不審者の侵入防止のためではないかと考えられますが、大事な幼児を預かる者として、危機管理意識の表れではないだろうかと思っております。事故や事件が起きてからでは遅すぎます。教育委員会におかれましては、是非、調査・御検討いただき、早急な対応を要望したいと思います。

終わりになりますが、少子化の問題はどこの自治体においても重要な課題でございます。教育委員会におかれましては、少子化時代の活力ある学校教育に向けて、現状に甘んずることなく、更に頑張ってくださいと思います。繰り返しになりますが、犯罪防止の問題は児童生徒の命に関わる問題でもございます。十分に検討していただき、整備していただくことを御期待申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君の質問が終わりました。

先ほど休憩をしますと言って、私が再開をしておりませんでしたので、それは後で訂正をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

続けていきたいと思えます。

川尻君。

○12番（川尻成美君） 休憩があるかなと思いましたが、昼までの時間をいただきましてですね、一般質問を行います。

今年最後の議会でございます。その中で一般質問に今回臨み、2つの問題について質問をいたします。

まず、通学路の安全対策について、2つにプレミアム付き商品券による地域経済効果について質問をいたします。

まず、第1の通学路の安全対策についてであります。今年6月18日発生した大阪北部地震において、大阪府高槻市立寿栄小学校の道路に面したプール周辺にあるブロック塀が倒れ、通学中の女兒が下敷きになり、命を奪われたのは記憶に新しいものがあります。痛ましい事故でありますし、亡くなられた女兒に哀悼の意を捧げるものでありますが、この事故を受け、全国各地でこのブロック塀に対する安全対策が行われております。我が町においても、各公共施設、特に小中学校におけるブロック塀の点検をされ、撤去等の対策がなされました。早急な対策に敬意を表します。我々、所属しております文教厚生常任委員会も、閉会中の調査として、11月8日に現地調査を行ったところであります。

そこで、質問の1点は、今、学校施設等のブロック塀でありましたが、通学路におけるブロック塀などを含め、通学路の安全点検は指示され、また現地等を確認し、どういう状況なのか、まず1点目の質問であります。

2点目は、点検されたならば、どういう状況であるのか、危険箇所があれば速やかに改善すべきではないかと思えますが、どういう状況なのか質問をいたします。

次に、第2の質問は、プレミアム付き商品券による地域経済効果についてであります。ここ数年、1割儲かる券として、芦北町商工会による商品券が発行されて、町から毎年、発行額の1割分と諸経費が芦北町商工会へ助成をされております。この商品券は、1人、また1世帯いくらまで購入できるか、そういうシステムについて公表していただきたいと思えます。皆さまも知っておられるとは思いますが、再度お願いいたします。

2点目は、商品券を取り扱う町内商店、事業所の数は何件ぐらいあるのか。また、業種別の売上高も含め、詳細分かっておられるというふうに思えますので、公表をしていただきたいと思えます。この事業は、芦北町商工会の事業であります。平成29年度における主要施策成果説明書に商工観光課の商工業の振興報告の欄、62ページから63ページにも記載してありますし、多額な補助金でもあり、詳細把握されておられるというふうに思えますので、具体的に説明をいただければと思

ます。

3点目は、成果説明書にも、商工振興のための助成を行い、地域経済の活性化に寄与することができたとあります。町内の経済効果が見込まれていると受け止めました。芦北町商工会と今後協議されて、更なる助成への工夫をする考えはないか、質問をいたします。

以上申し上げましたが、住民のために直接関わる問題であり、本町総合計画にも提唱されております。安全・安心な活力あるまちづくりのために、明快な答弁を期待し、登壇しての質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

質問1の②については、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、質問の2につきましても、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

質問1の①について、お答えいたします。平成27年度から通学路の安全確保に向けた取組を、関係機関が連携して推進する芦北町通学路安全推進会議を毎年開催し、学校から提供された通学路の危険箇所の情報共有、現地確認を行い、対策を検討しております。本年度は、大阪北部地震発生を受け、その会議の点検メニューに、通学路におけるブロック塀倒壊などの危険箇所を加えて実施をいたしたところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 質問1の②について、お答えいたします。

町の施設に関しましては、改善済みでございます。なお、道路に面した個人所有のブロック塀等につきましても、本議会初日に議決いただきました危険ブロック塀等安全確保支援事業にて対応していきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 質問2の①については、1人当たり7万円まで、1家族35万円まで購入可能となっております。

次に、②の商品券を取り扱う町内事業所ですが、参加事業所数は本年度が240事業所となっております。平成29年度における業種別の売上については、小売など1億3,673万4,000円、建設など2,586万7,000円、自動車関連1,

447万3,000円、飲食・宿泊など908万4,000円、理容など337万7,000円、そのほか846万5,000円となっております。

次に、③の御質問につきましては、商品券発行事業は芦北町商工会が町内商工業の発展や地域振興のため、独自に取り組まれている事業であります。したがって、町が商工会に対し指示などを行う立場にはございませんが、所期目的が達成されるよう、より良い制度にするための協議は実施しているところです。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議長、実施しました、それならどうであったのかというのと一緒に答弁してもらえば、非常に都合がいいんですけども、何か教育長と建設課長はしましただけで、また質問しなければいけないと思いますので、その点、時間のロスですよ。

○議長（宮尾秀行君） 適切に答弁をしていただきたいと思います。

竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 実施しました結果を、また申し上げたいと思います。

学校では、通学路の変更、関係機関との情報共有、学校安全マップへの危険箇所の位置づけ、児童生徒に対しての登下校時の安全確保指導等、そのような安全対策を危険箇所をチェックした中での後の対応としてやっております。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 町の施設についてのお話でございますが、町道に限らず、危険箇所については、先ほど申しましたように、安全の確保のため、撤去しております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 年1回、通学路の安全対策推進協議会をやった結果というか、経過を話されたんですけども、そこでどういう意見が出たのか、その通学路が安全であったのかどうか、それが必要じゃないですか。今、何か具体的に、私には入ってこなかったんですけども、あったなら改善してくれとか、誰が改善すべきなのか、そういうことではないかなと思います。長崎課長も、2件と言われたのは、この前、具体的には今度はおっしゃる、2件は町道のどの部分なのか、40万円という金額が予算が出とったでしょう。そうすると、ブロックはどのくらいなのか、そのくらいは把握してあるでしょう。ちょっとおかしいですよ、答弁が。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） ブロック塀の補助についての御質問でございますが、2

件と上げておりますのは、要綱として予算計上したわけでありまして、まだどこを  
するかとは決まっていない状態でございます、今後広報して、手が挙げれば対応  
していくということでございます。まだ決まっておりません。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 推進会議のメンバーの中に、熊本河川国道事務所、それか  
ら芦北地域振興局の土木関係、それから芦北警察署、それから町では総務課、建設  
課、それと小中学校と教育委員会の代表者で構成するメンバーで話し合いを行われ  
ております。その中で現地確認を行い、それぞれのお立場で改修ができるもの、そ  
の何ができるのかというのを話し合っ、それからそれぞれのお立場で対応いただ  
くということになります。今回のブロック塀につきましては、民間のブロック塀に  
なりますので、どのような対応ができるかなというところで、建設課長もメンバー  
に入っておられますので、何か補助制度を、呼び水となるような制度を創設する必  
要があるのではないかなというように話し合いをしたところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） だからこそ、危険がある箇所を早く把握して、すぐ対応策を  
取らなくては、事故が起きたらどうなりますかね。通学路においては、やっぱり教  
育委員会としても責任が問われますよ。今のような会議の内容では、はっきり言っ  
て見えてこないような感じがいたします。早急にですね、今それでは安全であった  
ということに理解して、まずよろしいですか。危険箇所はなかったということに理  
解していいですか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 危険箇所が学校から何箇所か上がっております。小中学校  
からそれぞれ合計25カ所上がっておりますが、学校が対応することといたしまし  
ては、まずその危険箇所を把握すること、それに対して児童生徒や教職員に対して  
周知を行うこと、それから児童生徒に対しましては、更に安全教育を行うことなど  
が、学校としての教育委員会としての対応だと思っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そうであれば、教育委員会としての対応はそこまでいいん  
ですかね。なら、こういうのは建設課に言って、こういうことを早く直してくださ  
いとか、そういう関係プレイをせにゃいかんでしょう、予算要求もしなければいけ  
ないのです。その対応でいいんですか、教育委員会としては。教育長、いかがですか、  
今のような答弁で先に進みますか。あったのを確認するだけじゃないんですか、今  
のは。それをどうして安全な通学路にするために早く直したりとか、危険箇所でな

いようにするのが最善策でしょう。違いますか、皆さん。

○議長（宮尾秀行君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 先ほど申し上げました安全推進会議の中で、同じメンバーの中に入っただいての危険箇所のチェックをし、それぞれの役割分担があるわけですので、危険箇所をチェックした、それは担当課、餅は餅屋の分野でやっているということでもあります。

はい。以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やっているならば、その改善策はできたのか、できていないのかは、教育委員会では把握すべきでしょう、最終的にですね。私はそういう、したならばそれが結果として現れてくるのが事業なんですから、それはいいですけども、そういうことですので、子どもが安全にやっぱり通学できるように、今はマイクロバスのほうが多いと思います、人数としては。しかし、近隣で歩いていく場合は、保護者とかいろんな地域の団体が送って行ってくれているところもありますけども、やっぱりこういう子どもに対する安全対策というのは、まだまだ掘り下げてやらないといけないというふうに思うから、こういう問題をブロック塀の事故があったのに関連して通学路の問題も出したわけでありまして。いち早くされたのは、公共施設、学校内です。それはやっぱり賠償とかですね、そういうのがあったらいかんということで早急にやられたのは分かりますけども、こういう通学路においてはですね、常に目を配り、危険箇所がないように、いつも早急にしていただきたいというふうに思っております。あまり良い答弁が求められませんので、私の理解が悪いのか分かりませんが、今その危険箇所がある通学路でなくても40万円計上してある、そして25カ所はどういう場所なのかを、やっぱり餅は餅屋でやられてですね、早く対応策を取っていかねばいけないというふうに思います。40万円計上してあるのは、2件ほどを予測して計上したと理解しますが、それならば早くその危険箇所をやっぱり町道なり県道なり、県道は県に要望、国道はあまりないかも知りませんが、それは早急にされたほうがいいと思いますが、されますか。どんな感じですか。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） これは町道に限ったことではございません。初日の議会でも説明しましたように、県道も国道も対応しますので。それとですね、個人の方の意思がまず確認する必要がございますので、するという前提で御案内する話でございますので、できるだけ危険箇所であれば、対応されたいかがですかというような声かけはしたいと思います、積極的にですね。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 当日の公共の看板で賠償責任が負われておりました。そこで、私も今後その看板については早急にしてくださいということで、早急に担当はされたと思いますが、全いですね、看板もそうされると思いますけれども、やはりあってはならない安全・安心なまちづくりという形でやっておるならば、何が大事なのかというのは、それは文句が大事じゃありませんよね。文言が大事じゃありません。どこに危険が潜んであるならば、どういう対策を早急にすべきかということをよく理解して、こうやりましたよと既成事実をするだけじゃなくして、それを具体策として事業をやらなくてはならないというふうに思いますので、そういう形で切にですね、してもらいたい。そして、今、ブロック塀に対しては民間の道路に面したところとかあるならば協議をしますといいますが、啓発活動とかはどんなされていますか。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 初日に議決いただきましたので、予算確保しましたので、要綱制定をすぐ行っております。今後、まちだより、ホームページ等で、しっかりとした広報をしたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 通学路の安全対策については、もう以上で終わります。何せ事故が起きたらいけませんので、即時、是正すべきところは是正していただきたいというふうに思います。

次に、プレミアム商品券でありますけども、①については理解をしておりましたが、だいたい世帯数5,700世帯ありますが、どのくらいが買い上げられたのか、それは分かりませんか。分からないですよ。なら、だいたい商工会には分かっていると思いますので、後でちょっと、35万円がだいたい上限でしょう。35万円が上限ですので、1世帯ですね。だから、1世帯がだいたい平均どのくらい買われたのか、世帯数であれば世帯数の何パーセントぐらいなのかというのを調べて、また御報告いただければというふうに思います。あまり詳細にはですね、事業は商工会の事業ですので、よろしいですので、それぐらいはちょっとお願いをしておきます。

そして、2番目の売上について、今、報告がありましたけれども、総額いくらですかね、発行は。2億円ですか。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 先ほど業種別の売上を申しましたが、29年度に係る分でありましたので、発行額1億9,800万円となっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今年度が2億円やったですかね。今年度が2億円だっと思  
いますが、消費者としては非常に良い取組だなと。町としても積極的に助成をやっ  
ておられます。そこに係る経費までですね、助成しております。1割儲かるだけの、  
1割分だけじゃなくして、印刷代とか事務的な経費も補助してある、本当に商工会  
のほうも助かっておられるというふうに理解をいたします。そして、240事業所  
というのがありますけども、そこにですね、今、業種別にと私が通告してました  
ので、小売店とか飲食店ありましたけども、このうち商工会の総会のときにちょっ  
と質疑が出たというふうに思いますが、4つの芦北町における事業所、大きな事業  
所、量販店が4つあります。5つですけど、1つはちょっと見当たらないんですけ  
ども、それが占める割合というのは、このうちの小売業の中に1億3,400何十  
万円と言われましたけども、割合はどのくらいですかね。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 29年度ベースでお答えいたします。町外資本の事業  
所は一応5事業所把握をしております。29年度が5,066万円、割合にしま  
すと25.59%ということで把握をいたしております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） もちろん商工会には入会されておられるわけですので、そう  
ですね、あまり消費者が選ぶところでありますので、そうはあまり、町の小売店か  
ら買ったほうがいいですよとか言われたいんですけども、その点もちょっと協議す  
べき点じゃなかろうかなと。隣に商工会の副会長もおられますが、今後こういうこ  
とについてのやっぱり町との協議、助成をいただく以上は、さらに効果的の事業にな  
るように、そして消費者の意見等はやっぱり取られて、そういう中でですね、有効  
な事業にさせていただくことが一番大事なことじゃないだろうかというふうに思いま  
すので、町の商工観光課のほうがこの助成金をやるときに、商工会との協議とかは  
どういう協議をなされたのか、今の事例をですね、ちょっとお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 協議の内容についてのお尋ねというふうに理解しまし  
てお答えいたします。本事業は毎年度、予算議決いただきまして、予算成立と同時  
に商工会との中で販売する前の協議、販売中、販売が終わってからということ、  
必要に応じてですね、双方から声かけなりいたしまして協議を行ってきているとこ  
ろであります。例えば、販売前でありますと、発売の時期でありましたり、その使

用する期間、それと販売中につきましては、その進行中でのトラブルとかですね、ないのかというふうなことを、必要に応じて協議を行っているところであります。また、終わりますと、一通り締めて、商工会のほうで締めていただきまして、それを基に今後の検討でありましたり、それとまた今年度も予定されておりますけれども、3月頃になりますと、事業所のアンケートをですね、お取りいただきまして、その分の共有をいたしているところであります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） どの市町村においても、こういう発行するにあたり、トラブルったところも事例に挙がっております。芦北町はそういうことで、そうトラブルはないような感じがいたしますけれども、要するに消費者の意見を聞くということの中でやっていただければと思います。補助金も2,000万円を超える補助金になっておりますので、それをやっぱり血税の中からですので、有効な活用をしてもらうように知恵を出して担当のほうはやっぱりやっていただきたいなというふうに切に思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、私、ちょうど時間も残っておりますけれども、ちょっとかみ合わなかった点もありますが、私も勉強して理解されるような質問にしなければなど、首をかしげておりますけれども、以上で午前中の一般質問として終わります。

○議長（宮尾秀行君） これで、川尻君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、荒川君。

○2番（荒川知章君） 議長の許可を得ましたので、私は通告しております3点について質問をいたします。

まず、一つ目は町内での働く場所確保の取組について、2つ目は御立岬公園の設備の老朽化について、3つ目は子育て環境の取組についてであります。

まず、町内での働く場所確保の取組について質問をいたします。働く場所の確保として企業誘致が必要であります。なかなか厳しい現状にあります。本町は町長の御英断により、光通信網の整備が進み、町内各地でのインターネット環境が整いつつあります。来年の3月には、吉尾、大野地域が供用開始すれば、町内全域での

整備が整います。その環境を活かし、IT企業のサテライトオフィスなど誘致を進める考えはないか、また地元雇用の創出をどのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、御立岬公園の設備の老朽化について、2点質問をいたします。1点目は、御立岬公園を芦北海浜総合公園と同様に都市公園に指定することで、老朽化施設を改築・更新していく考えはないかお尋ねいたします。2点目は、御立岬公園と芦北海浜総合公園の過去10年の来園者数の推移、夏場とそれ以外、経営状態、収支実績、公費補填等はどうであったか。また、今後の経営見通しや来園者を増やすための管理運営、民間の活用等についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

最後に、子育て環境の取組について、2点質問いたします。1点目は、本町には子どもが病気になったときに預けられる施設がなく、親も仕事を休まざるを得ない環境にあります。病気の子どもを預かってもらえる病児保育について、どのように考えているのかお尋ねいたします。2点目は、本町での児童虐待の実態はどうか。また、何か取組を行っているのかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問は終わります。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 荒川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町内で働く場所確保の取組についてでございますが、サテライトオフィスの誘致に関しましては、先の全員協議会の中でも説明があったとおり、今般、株式会社熊本電力による旧計石小学校へのサテライトオフィス、マイニングファームの整備が計画され、平成31年4月の供用開始を目指しているところであります。町といたしましても、平成31年3月には町内全域で光ブロードバンドの環境が整うこととなりますので、旧計石小学校での取組をモデルケースとして、他の地域への拡大を進めたいと考えております。地元雇用の創出に関しては、進出企業との調整を図りながら、雇用につながるよう継続的に取り組んでまいります。

あと、残余の質問については、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 質問2の①についてお答えいたします。御立岬公園の都市公園化につきましては、県との協議も行い、都市公園に指定した場合、国の交付金などの活用が可能となり、財源的なメリットが確保できる一方、交付決定までの期間が数年に及ぶことや、現有施設の更新を対象事業としており、新たな遊具の導入などは原則対象外となります。これらを踏まえ、町の独自性のある施設整備、

遊具導入などを担保するためには、町単独で財源などを確保しながら整備を進めるとの結論に至りました。

次に、②の御質問についてお答えします。来園者については、5年ごとの数値を申し上げます。御立岬公園の平成20年度の施設利用者は15万2,500人、平成24年度12万7,000人ちょうど、平成29年度は10万2,800人、夏場ですけれど、7月、8月であります、の利用者は概ね50から60%で推移しております。芦北海浜総合公園は、平成20年度3万2,400人、平成24年度2万9,700人、平成29年度は3万2,500人、夏場の利用者は概ね40%で推移しております。しかし、両公園とも屋外がメインとなっておりますので、その年々の天候や気温などによりまして利用者数は増減をしております。

次に、経営状態についての御質問ですが、毎年6月の定例会で経営状況について報告いたしておりますので、その数値を申し上げます。こちらも5年ごとの数値を申し上げます。有限会社御立岬の当期純利益は、平成20年度が147万7,000円、平成24年度が241万6,000円、平成29年度が120万円ちょうどであります。有限会社あしきたマリンサービスの当期純利益は、平成20年度が211万2,000円、平成24年度が165万5,000円、平成29年度が122万3,000円となっております。なお、御立岬公園は有限会社御立岬が指定管理者となり、温泉、物産館も含め運営を行っており、芦北海浜総合公園は有限会社あしきたマリンサービスが業務委託を受け、県立あしきた青少年の家を含め運営をしております。今後の見通しや集客に向けた取組としましては、施設の安全管理と安定運営に努めることを基本としまして、補助事業や起債の活用なども視野に入れながら、施設更新や遊具導入などを行い、安全・安心で魅力ある施設づくりを行ってまいりたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 質問3の①についてお答えします。病児保育については、以前取り組んでいましたが、利用者がほぼゼロの状態でありましたので、今後の課題とさせていただきます。

次に、②についてお答えします。現在、本町においては、児童虐待関係10件のケースに対応しており、その内訳は育児放棄5件、身体的虐待2件、心理的虐待1件、その他ひきこもり等でございます、2件となっております。取組については、児童虐待の相談、情報提供、関係機関の調整、家庭訪問、要保護児童対策地域協議会におけるケース会議の開催等を行っております。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） まず、町内での働く場所確保の取組について、町長より、旧計石小学校へのサテライトオフィスが計画されているとの答弁をいただきました。先日の全員協議会での説明では、建物については無償貸与ということですが、マイニング事業をする企業を誘致することによって、町としてはどういった効果を考えていますか。また、オフィスとして使う以上は、安全性を確保しないといけないと思いますが、耐震構造など建物の安全性は確保されていますか。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えをいたします。

今回の企業進出や今後のサテライトオフィス誘致に関する効果のお尋ねであります。廃校舎の再利用によりまず地域活力の増加をはじめ、移住者などの人口流入による定住人口の増加、また企業立地に伴う雇用誘発などが効果だというふうに考えております。なお、今回活用します校舎部分につきましては、耐震構造になっておりまして、安全性についての問題はないものと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） この間の全員協議会での説明では、1階の1部屋と2階の4部屋についても、ITのサテライトオフィスの誘致を進めていくとのことですが、ホームページ以外でどういった誘致活動を考えていますか。例えば、今年度、県が県南への企業誘致を推進する目的で、補助金の制度拡充を行っていますが、その補助制度に上乘せするなどして、新たに制度を創設するなどの考えはありませんか。また、そのほかの廃校した校舎や空き家等にもサテライトオフィスの誘致は考えていますか。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 誘致活動につきましては、民間事業者にも協力をいただきながら、マッチングサイトの構築、それと企業への直接的なアプローチなどを考えております。補助制度に関しましても、誘致の優位性を確保するためにも必要と考えておりまして、御質問のとおり、熊本県が県南地域への優遇措置を拡充しておりますので、その制度を活用した方策も、現在、県と連携して検討をしているところでございます。

また、ほかの廃校や空き家への誘致に関しましても、光情報基盤整備のメリット発現のためにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 是非、県の制度も活用しながら取り組んでいただきたいと思います。

ます。

また、先日の説明では、サテライトオフィスという性質上、芦北町への税収は現時点では分からないということでしたが、現地での法人化を進めるなどして、少しでも町の収入につながるように検討していただければと思います。

また、IT企業が芦北町に進出しやすい環境を整える。例えば、IT企業が求める人材を町としても育成し、芦北町にサテライトオフィスを出したいと思ってもらえるような環境整備も必要になると思います。

芦北町には、芦北高校があります。芦北高校の部活動にIT部を創設したり、町民講座などでもIT講座などを設けることにより、人材育成の観点からも企業にとって魅力的な環境をつくることも大切だと思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） IT企業を中心としましたサテライトオフィスの誘致に関連して、人材育成の視点は大変重要だというふうに認識をしております。進出企業と連携したセミナーなども考えられると思いますが、どのようなアプローチがよいかについては、今後検討をさせていただきます。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 1人でも多くの地元雇用の促進のため、また移住促進のためにも、是非この取組を進めていただければと思います。

次に、御立岬公園の設備の老朽化について、1点目の御立岬公園を芦北海浜総合公園と同様に都市公園に指定することで、老朽化施設を改築・更新していく考えはないかについて、課長より、都市公園化ではなく、町単独で財源を確保し整備するという答弁をいただきました。2点目の御立岬公園と芦北海浜総合公園の過去10年の来園者数の推移、経営状態はどうであったか。また、今後の経営見通しや来園者を増やすための管理運営、民間の活用等についてどのように考えているのかについて、課長より、減少傾向ではあるが、芦北海浜総合公園は年間約3万人、御立岬公園は年間約10万人の方に利用されているという答弁をいただきました。また、収入について、29年度が減っているようなふうにご聞かせたのですが、それは29年度、収入が減っている原因は何かございますか。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 29年度の数值につきましては、特段この何らかの理由と、大きな部分は会社自体としては発生はしておりませんが、全体的なその来園者とか売上とか、それに伴います収入と係る経費、その年々によって修繕が

ございましたり、備品等の償却が発生しましたり、そういった部分の中で増減がしている数値というふうに御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 芦北町の魅力は何かと町外の人に聞くと、皆こぞって芦北海浜総合公園と御立岬公園を挙げます。御立岬公園は、芦北海浜総合公園と並ぶ本町が県内外に誇る観光資源です。この両公園は、観光客や交流人口を増やす意味からも、また先ほどのサテライトオフィスなど、都会から移り住もうと考える人たちに、自然環境の豊かさをアピールする上からも、今や欠かせない公園であると思います。そのため、私はこれからも魅力を高めながら持続可能な公園であり続けてほしいと願っています。

しかし、一度作った施設は年々老朽化していくものであり、現在、芦北海浜総合公園は長寿命化計画を立てて改築・更新工事を実施していますが、御立岬公園は老朽化したままであり、利用者の安全性の問題や魅力の低下による来園者の減少が気になります。

そこで、再度質問です。町として都市公園指定が難しいとの見解がある中、今後、町は老朽化対策をどのように進めていく考えであるかお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 先ほどの答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、今後も引き続きまして計画的な維持修繕を行いながら、利用者の利便性向上を図ることを一義的に捉えまして、加え利用者のニーズに合致するような遊具導入や施設整備を進めていく考えであります。財源につきましては、活用できる補助制度や起債などの活用も検討してまいります。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 御立岬公園の魅力の一つとして温泉センターがありますが、公園内に温泉がある施設というのは全国的にも珍しく、この貴重な温泉を活用した施策として、例えば厚生労働省が認定する温泉利用プログラム型健康増進施設に登録されれば、医師の指示に基づき、治療のために温泉療法を行った場合、一定条件下、施設利用料が医療費控除の対象となります。こういった試みにより、温泉の利用者増につながり、御立岬公園の来園者の増にもつながると思います。このような健康増進に特化した公園づくりをすれば、健康のまち芦北というアピールもでき、先ほど質問したサテライトオフィスを芦北町に誘致する上でも魅力の一つになると思います。

先日、熊本県庁に地震からの復興を願って、熊本出身の漫画家、尾田栄一郎さんの漫画ONE PIECEの主人公ルフィー像が設置されました。この除幕式には大分や神奈川など、県外からも多くのファンが集まりました。ONE PIECEには、ほかにも多くの人気キャラクターがいます。そして、ONE PIECEは海賊をモチーフにした漫画となっており、海があるここ芦北町には非常に関連性のある作品だと思います。今回の募集は締め切っているとのことですが、御立岬公園や芦北海浜総合公園に、この漫画ONE PIECEのキャラクターの像が設置できれば町内外の観光客が見込め、芦北町の目玉の一つになり、費用対効果的にも大きいものになると思います。今回のONE PIECEの像は震災がテーマということで、本町は応募されなかったかもしれませんが、今後こういったチャンスがあれば積極的に取り組まれてほしいと思います。今の御立岬公園は、待ったなしの状況にあると思います。あらゆる知恵を絞り、様々な取組を実行していかなければならないと考えますので、是非よろしく願いいたします。

次に、子育て環境の取組について、1点目の病児保育についてどう考えているのかとの問いに対して、課長より、以前取り組まれていたとの答弁をいただきました。核家族化が進み、実家に預けられる環境になく、仕事も何日も休めない状況にある家庭にとっては深刻な問題だと思われまます。前回、試みられたときの町民への周知はどのように行われていましたか。また、町民の方に病児保育についてのアンケート等はされたことはありますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） まず、周知につきましては、町内の私立保育園が自主事業で実施をしております。その保育園の保護者には周知をしたということですが、町としては町民に対し周知は特に行ってはおりません。また、町民の方へのアンケートにつきましては、現段階の子ども子育て支援事業計画、これを作成する前の年度、平成25年度にニーズ調査を行った際に病児保育についてお尋ねといたしますか、アンケート調査をしております。内容につきましては、子どもが病気の際に保護者が仕事を休んで対応した経験者に病児保育を利用したいかという旨の質問でございます。結果は、利用したいと思わないという回答が6割近くを占めている状況でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 近隣の市町村などで病児保育に取り組んでいる自治体はありますか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

- 福祉課長（櫻井優一君） 近隣市町村では、八代市と水俣市が実施をしております。水俣市におきましては、光明童園さんが実施をしておられるところでございます。
- 議長（宮尾秀行君） 荒川君。
- 2番（荒川知章君） 水俣市でのその利用状況というか、何人の方が利用されているかという情報は分かりませんか。
- 議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。
- 福祉課長（櫻井優一君） 大変申し訳ございませんが、利用状況については存じておりません。ただですね、定員が3人ということは聞いております。
- 議長（宮尾秀行君） 荒川君。
- 2番（荒川知章君） 地元の病院などと連携して、今後、本町が取組をする検討はございませんか。
- 議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。
- 福祉課長（櫻井優一君） 病院との連携事業でございますが、八代市、芦北町ですね、それと氷川町で協定を結んでおります定住自立圏の協定がございます。その中でですね、来年度から八代市と氷川町が協定を結んで、病院内で病児保育を行うというような話も聞いてございます。なかなか1町村でですね、町でこの病児保育を行うというのは非常に採算面とかからも困難がありますので、広域で行っていくというのも一つの考えではないかというふうには考えております。
- また、先ほど申しましたが、次期の子ども子育て支援事業計画、これをですね、来年度策定をいたしまして、平成32年から36年までの5年間の計画を策定いたします。当定例会の初日に補正予算のほうで補正をお願いしました、次期計画に向けたアンケート調査を上げさせていただきました。その中で再度また病児保育につきましてお尋ねをしていきたいと思っております。その結果を踏まえてですね、また検討していきたいというふうには考えております。
- 議長（宮尾秀行君） 荒川君。
- 2番（荒川知章君） 町の広報紙やホームページなどの媒体を利用したお知らせや、各事業所などきめ細やかな周知を図って対応していただきたいと思っております。この町に住んで良かったと思われるような町にするためには、子育て世代へのきめ細かな施策が必要になると思っておりますので、是非アンケートなどを通して住民の意見を広く集め、地元の病院などとも連携できるところは連携して対応していただきたいと思っております。
- 2点目の本町での児童虐待の実態はどうか。また、何か取組は行っているのかの問いに対して、課長より、現在10件のケースに対応しているとの答弁をいただきました。平成28年児童福祉法改正において、子育て世代包括支援センター、市区

町村子ども家庭総合支援拠点が法律上位置づけられ、妊娠期から子育て期まで一環した相談支援体制の構築に向けた取組が進められていますが、本町での状況はどうなっていますか。また、相談体制を充実するための本町における市町村児童家庭相談窓口の専門職並びに専任職は配置されていますか。

○議長（宮尾秀行君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） 子育て世代包括支援センターについて、お答えいたします。子育て世代包括支援センターにつきましては、現在協議を進めておりまして、平成32年度中の設置に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 相談体制の充実と専門職の件でございますが、相談支援体制につきましては、調整機関であります要保護児童対策地域協議会が町に設置されております。この調整機関には、児童福祉法の改正により、専門職の配置が平成28年から義務付けられております。本町においては、専任ではありませんが、兼務で専門職である社会福祉士を配置しているところであります。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 虐待された子どもと虐待した親に対するカウンセリングや治療プログラムなどは実施されていますか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 町として独自に実施はしていませんが、虐待が起こった場合は児童相談所と情報共有・連携しながら面談を行ったりしております。また、児童相談所が実施する専門的な支援につなげているというのが現状でございます。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 児童虐待に気付いた人が速やかに通告できるように、児童相談所、全国共通ダイヤル189番がありますが、町民への周知・啓発の取組は行われていますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 周知、それと啓発の取組につきましては、11月が児童虐待防止推進月間となっております。毎年10月発行のまちだよりにおいてですね、周知・啓発は行っておるところでございます。

また、その他福祉課の窓口、それと関連する子育て支援センターにおいて、チラシ等が月間のときに来ますので、こういったものを掲示するようにしております。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君。

○2番（荒川知章君） 本町には児童相談所がなく、どこに相談したらいいか分からな

い方も多いと思いますが、本町での取組を広く町民にも知ってもらい、児童虐待が起こらない社会、また残念ながら起こってしまった事案についても、迅速に対応できる住みよいまちづくりを目指していただきたいと思います。

最後に、町の財政の問題もありますが、水俣芦北振興計画の事業を上手に活用しながら、住んで良かったと思えるまちづくりに関わる働く場所の確保、及び交流人口増加となるための御立岬公園への取組、そして子育てしやすい環境整備を行うことで、より一層町の活性化が図られると考えます。

私は、今回質問した件に関しましては、今後も強い高い関心をもって活動してまいります。以上で終わります。

○議長（宮尾秀行君） 荒川君の質問が終わりました。

次に、藤井君。

○1番（藤井公輔君） 議長より質問の許可をいただきましたので、本定例会最後の質問をさせていただきます。今回は、2項目について質問いたします。

最初の質問は、老人公衆浴場無料及び割引入浴料補助についてであります。これは70歳以上の本町在住者に公衆浴場入浴無料券を1人当たり70枚交付している事業であります。これまで社会の第一線で活躍してこられ、頑張っただけの先輩方をいたわることは大変大切なことだと思います。そういう趣旨のもと、また高齢者の健康促進という観点から、無料入浴券の交付を実施されていると認識しております。そこで、この無料入浴券をどれくらいの方が交付を受けていらっしゃるのか、その交付率をお尋ねいたします。また、さらに交付率を上げるための工夫や対策はどのようなになっているのか、以上2点お尋ねいたします。

2つ目の質問は、スポーツの振興によるまちづくりについてであります。竹崎町長は、このスポーツの振興によるまちづくりを重要政策の一つとして掲げておられます。スポーツは健康づくりや趣味として楽しまれている方から、積極的に大会や合宿に参加する、いわゆるアスリートとして競技に取り組まれている方まで、様々なスタイルがございます。特にアスリートとしてスポーツをされている本町出身の選手が全国大会などで活躍されることで、地域の会話の話題が増え、大いに盛り上がります。結果、地域が明るくなり元気になります。さらには、全国に新しい人脈やパイプが構築され、本町への大会誘致や合宿誘致などにつながる、そういう効果も期待できます。それらを踏まえまして、1つ、近年の本町出身者の競技実績と大会合宿等の誘致実績はどうなっているのか。また、スポーツ振興補助金の交付状況はどのようなになっているのか。2つ目、各種大会開催等による交流人口の増加につながっているのか。以上2点、お尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終了いたします。答弁による再質問は質問席から行いま

す。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 藤井議員のお尋ねにお答えいたします。

質問1につきましては、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 質問1の①について、お答えします。この事業は、町内に居住する高齢者の方に憩いの場を提供し、社会福祉の向上を図るために実施している事業です。平成30年10月末現在での対象者は5,632人で、交付者数は1,764人、交付率31.32%となっています。

②の御質問について、お答えします。この補助制度は、合併前から続いている制度でありますので、十分に周知されているものと考えておりますが、引き続きまちだより、広報あしきたでの広報、老人クラブ等での周知を行ってまいります。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 質問2の①について、お答えいたします。本町出身者では、プロ野球の立岡宗一郎選手、バドミントン藤井瑞希選手、また今年、大相撲追手風部屋に入門しました大翔成 松岡友希選手がおります。また、中高校生では、東アジア空手道選手権大会に出場の佐敷中学校の釜つばさ選手、国民体育大会陸上競技の九州学院高校の井川龍人選手などがおります。

次に、大会、合宿等の誘致につきましては、ボクシングの世界タイトルマッチ、大相撲巡業芦北場所やバレーボールVプレミアリーグなどがございます。合宿においては、大相撲尾上部屋をはじめ、陸上、空手道などが実施されているところであります。スポーツ振興事業補助金につきましては、平成29年度であります。全国大会が延べ99人、九州大会が延べ117人で、補助額は374万円となっております。

次に、②の御質問について、お答えいたします。大会等の開催により、間違いなく増加につながっていると考えております。例をとりますと、芦北うたせ杯ジュニア空手道大会は、今年で20回目を迎えます。第1回大会では、参加者が150人、関係者300人でありましたが、昨年度は参加者1,000人、関係者を含めると約3,000人に増加をしております。そのほかの競技でもバドミントンの藤井瑞希杯、デコポンカップ新体操なども毎年開催され、多くの方が来町されております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） それでは、順を追って質問したいと思います。先ほど入浴券の交付率でありますけども、本年10月末時点で31.32%という説明でございましたけども、例年といいますか、過去5年で構いませんので、過去5年間の交付率はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） それでは、5年間ということでございましたので、平成25年度から交付率だけで申し上げたいと思います。平成25年度が37.22%、平成26年度が37.49%でございます。平成27年度37.14%、平成28年度34.40%、平成29年度が34.46%となっております。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） ちょっと大まかで、分かる範囲で構いませんけども、交付を受けている方々の地区別の交付率はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 行政区ごとの交付率はございますが、大まかに言いますね、40%以上のところは温泉の施設があるところに近い地区が結構高こうございます。それとあと、山間部についてはですね、交付率が低いというような傾向はございます。ただ、これに今、温泉地が近いところと言いましたが、例えば女島地区であったり、高岡地区であったり、温泉地から離れていてもですね、交付率が高いところとかもございます。大まかに言います、温泉地が近いところ、温泉施設が近いところは結構高いというような傾向はございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） これまでの説明を聞きますと、交付率は例年30%、35～36%ですかね、平均しますと、という低い水準で推移しているということで、逆を言えば60%以上の方が交付を受けていないということになります。この状況を見ますと、この制度自体に行き詰まり感といいますか、限界があるのではないかという印象を受けます。また、交付を受けている方の地域も、先ほどの答弁にありましたけども、温泉に近いところが割と交付率が高いと、そうでないところはちょっと低い傾向があるということでございますので、これは率直にこの無料券の使用が公衆浴場の入浴に限定されているからではないかと考えます。今年10月に、文教厚生常任委員会で民生委員の方々との意見交換会を行った際に、ある民生委員の方から、その方が御世話をされている高齢者の御意見として、タクシーやバス、温泉プールやほかの施設、あるいは商品券等、入浴以外にも幅広く利用できる無料

券や割引券にしてもらえたら非常に助かるというお話がございました。演壇でも申し上げましたが、この事業は高齢者をいたわるという意味で、大変意義のある良い事業だと私は認識しております。せっかくならば、もっとたくさんの方が利用しやすくなるような大胆な工夫や対策が必要であろうと考えます。入浴以外にも利用できる無料券に変更するのも一つの対策ではないかと考えます。

こういう状況を踏まえまして、町長にお尋ねいたしますが、現在の入浴券を入浴以外に多目的に利用できる無料券や割引券に変更する、見直すお考えはないか、町長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この無料入浴券につきましてはですね、もう合併前から異論がございまして、見直し論があります。いわゆる極端に言うと廃止せよということですね。あまねく福祉行政はですね、多くの方々、そしてまた地域に偏在することなく、裨益できるような政策が好ましいのであるということ、あるいはもう特定の人ばかりが使っております、統計から見ましても温泉地に近い方々の利用が圧倒的です。そして、温泉施設がないところから実は苦情が出たんです。俺たちは行けんじやないかと、ガソリン代使おうて行かにかいかんとか、時間かけて行かにかいかんとか、そういうことでありましてですね、今回の提言は見直し論をですね、また改めてですね、考えていくきっかけになったかなと思っておりますが、ただ全体的な福祉のですね、向上につなげていく方法はないかということでございますので、そんなことを含めてですね、今後は検討することになるかと思えます。はっきり申しまして、健康な方がほとんど利用されておまして、本当にですね、健康を維持し、そしてまた健康寿命を延ばそうというですね、方々についてはなかなかこれを利用してないということがございますので、今回は良い提言として受け止めさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 今、竹崎町長から見直しに向けた前向きな検討をこれからしていくということで理解させていただきました。私もですね、文教厚生常任委員会の委員として、今後どのような形式がいいのか、知恵を絞ってですね、より良い事業となるように考えていきたいと思えます。

それでは、次の質問に移りますが、先ほどの答弁で、立岡選手をはじめ、複数、名前が上がりましたが、平成29年度の九州大会及び全国大会での入賞以上の成績を上げている団体、個人の数は何だけありますでしょうか。また、その要因を町としてどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 平成29年度のまず全国大会の入賞者でございますが、バドミントン、空手など7種目、22人となっております。九州大会になりますと、20名となっております。それと、成績につきましてはですね、本人の努力、それと指導者、家庭、家族の支えがあつてのものと考えております。町としましては、スポーツ環境整備への支援ということで、その一つとしてスポーツ振興事業補助金を行っているところです。先ほど答弁しましたとおり、平成29年度の実績、それと平成20年度の実績を見ますと、全国大会で63人、九州大会で85人が対象者として増加をしております。単純には比較はできないんですが、その一助となっているというふうには認識しております。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 藤井瑞希選手のオリンピックの銀メダリストから始まりまして、プロ野球選手、大相撲、学生では空手、陸上、また入賞者が全国大会で22名、九州大会20人、また種目も7種目ということで、多種目に及んでおります。ただいまの答弁を受けまして、私のこれまでの認識といいますか、推測をはるかに上回る成績でございまして、正直驚きました。つい最近の話でありますけども、先週開催されました全日本空手道選手権大会におきまして、男子個人の飯村選手が組み手の部で全国3位という成績を収められました。本町は人口約1万7,400人という小規模自治体でありますけども、その本町からですね、これだけの成績を収める選手が出ているということは、これは本当にすごいことであり、まさしく私は快挙といえるものではないかと思っております。また、これだけの成績を上げますと、本町での大会誘致や合宿の誘致に対しまして、追い風になるというふうに推察します。

そこで、お尋ねいたしますけども、交流人口につながるような、継続して開催されている大会や合宿はどのようなものがありますか。また、どの程度増加しているというふうに認識されておりますか。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 継続されている大会、主なものでございますけども、藤井瑞希杯バドミントン大会が4回、デコポンカップ新体操大会2回、七浦ちびっ子相撲大会9回、芦北うたせ杯ジュニア空手道大会20回などございます。合宿におきましては、大相撲尾上部屋が8回継続して実施をされております。それと、増加している交流人口のことかと思っておりますが、交流人口自体の調査は実施しておりません。生涯学習課所管の体育施設の利用者数等を把握しておりますので、屋内・屋外施設合わせたところでございますが、文化行事も含めてでございますけども、平成20年度が約7万4,000人、平成29年度が約14万8,000人でありまして、ほぼ倍増となっております。それぞれの大会等での集客は、交流人口の増加に

寄与しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 施設の利用者が7万4,000人から14万8,000人ということで、2倍になっているということで、この数字も今聞きまして、非常に驚いております。本町も少子高齢化により人口減少が加速していく中で、この数字というのは本町以外のですね、利用者、来館者が増加した結果であろうというふうに考えております。大会や合宿、イベントで、本町に来られた方が食事をされる、あるいは温泉に行かれる、あるいは買い物をされるというふうに消費につながれば、これは最高の形でございまして、まさに理想とするところでございます。これはちょっと聞いた話でございますけども、昨年、スカイドームで開催されましたボクシングの世界タイトルマッチで勝利をおさめました山中選手ですね、彼は関西出身ということでございますけども、山中選手が試合後にすぐその熊本ラーメンに立ち寄られて食事をされて、大変美味しかったという感想を述べていらっしゃいます。現代社会はSNSの時代でございます。旅先や外出先での食事、ふらっと立ち寄った温泉や物産館などの感想を写真付きでSNSにアップされれば、もう瞬く間に全国、あるいは世界に発信される、そういう時代でございます。こういう状況を踏まえまして、竹崎町長にお尋ねいたしますが、町の活性化を図る上で、また芦北町を知っていただくためにも、交流人口の増加は必要だと考えますが、町として今後の取組ですとか、計画あるいは展望など、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今までもスポーツの振興によるまちづくりとして、多くの大会や合宿を誘致してきたところでございます。平成30年度内には新たにトップアスリート合宿誘致事業に取り組みます。これは全日本空手道ナショナルチームを本町へ招聘します。それと、合宿及び町内外の小中学生のセミナーを開催することとしております。また、平成31年度は全国高等学校総合体育大会インターハイが南九州3県で開催される予定でありますけども、本町ではバドミントン競技が町民総合センターで実施される予定となっております。併せまして、学童オリンピックの相撲競技、これも本町で開催する予定であります。連盟の会長として、役員会でその方向が決定したところでございます。それぞれの大会や合宿におきまして、本町を訪れていただくということはですね、交流人口の増加につながります。また、地域経済の活性化にもつながっていくわけございまして、それと町内出身者の活躍はですね、町の活性化の一翼を担うものでありまして、今後もスポーツの振興によるまちづくりを施策の一つとして、強力で押し進めてまいります。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 本町出身者が各大会で活躍するということは、結果として本町の広告塔にもなるわけです。また、来町者も増えます。地域も活性化します。町の知名度アップにもつながりますので、またスカイドーム下のグラウンド入り口のあの看板に「スポーツの振興によるまちづくり」というふうに大きくどんと書いてあります。これまでの実績を聞きますと、その政策がですね、着実に、また確実に実を結んでいる結果ではなかろうかというふうに思います。助成金につきましても、財政上の課題もあるとは思いますが、一生懸命練習して努力して、晴れの舞台に出場される選手の皆さんに支給されるものでございますので、何とか予算を確保していただきまして、選手の皆さんの後押し、引いては町の活性化につなげていくべきだと考えております。

最後になりますが、今月23日に京都で、全国高校駅伝競走大会が開催されます。男子の部に九州学院高校が熊本県代表として出場します。テレビでは昼12時15分からNHKで全国生中継されますが、先ほど名前が挙りました井川龍人君が九州学院のエースとして出場します。彼は高校陸上長距離界におきましては、外国人留学生を除けば全国1位のトップ選手であります。もちろん今大会の最注目選手でもあります。九州学院はチームとしてもメダルを狙える強豪校ですので、彼もちょうちよくテレビに映ってくることが予想されると思いますので、どうか皆さん、23日はですね、井川君を応援しようではありませんか。

井川君を含め、本町出身のアスリートの皆さまの今後さらなる御活躍を祈念いたしまして、私の、そして今年最後の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 次に、日程第2から日程第6までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第5回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午後1時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員